

大樹町過疎地域持続的発展市町村計画

令和 3 年度～令和 7 年度

北海道広尾郡大樹町

目 次

1 基本的な事項

(1) 大樹町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 大樹町行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7) 計画期間	8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	9

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	10
(2) その対策	10
(3) 計画	10

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	16
(3) 計画	17
(4) 産業振興促進事項	23
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	24

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	25
(3) 計画	25

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	27
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	30

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	32
(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
（１）現況と問題点	3 5
（２）その対策	3 6
（３）計画	3 7
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	4 1
8 医療の確保	
（１）現況と問題点	4 1
（２）その対策	4 1
（３）計画	4 2
9 教育の振興	
（１）現況と問題点	4 2
（２）その対策	4 4
（３）計画	4 4
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	4 7
10 集落の整備	
（１）現況と問題点	4 7
（２）その対策	4 8
（３）計画	4 8
11 地域文化の振興等	
（１）現況と問題点	4 9
（２）その対策	4 9
（３）計画	4 9
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
（１）現況と問題点	5 0
（２）その対策	5 0
（３）計画	5 1
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
（１）現況と問題点	5 1
（２）その対策	5 2
（３）計画	5 2
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	5 5
事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分	5 6

1 基本的な事項

(1) 大樹町の概況

①大樹町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

北海道の東南部、十勝総合振興局管内の南部に位置し、南は広尾町に接し、北部は豊頃・幕別・更別・中札内の町村と接し、東部は太平洋に面し、西部は日高山脈を境として、日高振興局管内浦河・新ひだかの両町に接している。

地形は、東部は比較的平坦であるが、西部は標高 80m のあたりから逐次傾斜を増して、日高山脈に連なっており、日本一の清流歴舟川や紋別川が、いずれもこの山脈を源として町内を縦貫し、太平洋に注いでいる。

総面積は 815.68 km² と広大であり、その約 73% が山林、16% が耕地、4 % が原野、その他 7 % となっており、山林の多くは国有林である。気候は大陸型で、四季を通じて快晴の日数が多く、降水量は年間 1,000 mm 程度と少ないが、農作物の生育に重要な時期である 6・7 月は海霧の発生日数が多いなど厳しい気象条件下にある。

本町には、古くはアイヌ民族が定住し狩猟生活を行っていたが、寛永 12 年頃からアイボシマ付近で砂金採取が始まり、一時は 200 人程の砂金掘師がつめかけ、小集落を形成した。本町に本格的な開墾の鋤がおろされたのは、明治 19 年、依田勉三の率いる晩成社の人々によってである。晩成社は、現在の生花・晩成地区に入植、牧畜業を開始し、バターなどの製造を行った。不幸にして、晩成社は昭和 7 年に解散の憂き目にあったが、本町開拓が酪農から始まったことは、現在の酪農のまち大樹を見ると、本町発展の基礎が開基された時点で築かれていたといえる。

その後、徐々に各府県農民の移住が始まり、明治 29 年以前のいわゆる「無願開墾」によって歴舟川、紋別川、当縁川沿いの沖積地が拓かれていった。十勝原野の払い下げは明治 29 年から始まり、明治 22 年から全道にわたって行われた「植民地区画」に基づいて、1 戸当たり保有面積は 5 町歩とされた。

現在の大樹地域が行政単位として姿を整えたのは昭和 3 年であり、この年に広尾村より分村した。その後、昭和 24 年に忠類を分村、昭和 26 年に町制を施行し、昭和 30 年に旧大津村の一部、生花・晩成地区を編入し、今日に至っている。

本町の産業は、農業を基幹とする第 1 次産業が中心である。本町の農業は、厳しい自然条件や土地条件を克服し、土地改良事業をはじめとする各種農業施策の積極的な展開により、規模拡大と法人化、生産基盤の整備や近代化を推進し、現在の酪農のまち大樹を築き上げてきた。

林業については、林業構造改善事業や新林業構造改善事業などにより、経営の近代化に取り組んできたが、町の面積の約 4 分の 3 を占める山林の大部分が自然林であること、価格面で輸入材に対応出来ないこと、生産基盤の整備も不十分なことから、現在の生産力が十分に発揮されていない。

漁業については、町内 2 カ所の漁業集落それぞれに第一種漁港があり、秋さけ漁を中心に、さけ・ます、毛がに、つぶ、ほっき貝、ししゃも漁などが操業されているが、近年の不漁により、令和元年度の漁獲量は 1,070 トン、漁獲高は約 7 億円で、平成 20 年度の 3,576 トン、約 15 億円から比べると漁獲量、漁獲高ともに大幅な減少となっている。

商工業については、明治 29 年に現在の石坂地区にマッチ工場が作られたのが始まりで、明治 31 年の帯広・広尾間の道路開通に伴い、旅館や日用雑貨、呉服、飲料店などが増加し、明治 32 年に戸長役場や駅通が設けられ、現在の大樹市街が誕生した。その後、昭和 5 年の国鉄広尾線の開通により、商業は活気にあふれ、商業組織の設立もみられるようになった。

工業については、第 1 次産品を原料とした製材業や澱粉製造、亜麻を原料とした繊維工場などが操業を行ったが、輸入品や化学製品に市場を占有され、現在までにその殆どが廃業となった。そんな中であって、昭和 32 年から町内外で生産される生乳を原料としたチーズ製造のため、各地の工場を集約して新設された雪印乳業大樹工場（現：雪印メグミルク(株)大樹工場）は、国内のチーズ生産の拠点として現在もなお拡大を続けており、本町の発展に大きく寄与しているところである。

行政区は、平成 15 年に再編成され、現在 40 区により住民自治の単位組織として機能しているところであるが、社会構造の変化や離農者の増加、市街部への人口の流入により人数に不均衡が生じてきている。

交通体系では、国道 2 路線、道道 10 路線、町道 411 路線が整備されているが、町道においては、行政面積が広大で路線延長が長いことため改良率や舗装率が未だ低い水準にある。

②大樹町における過疎の状況

本町の人口は、昭和 22 年の臨時国勢調査における 11,670 人がピークであった。

昭和 30 年の旧大津村西部地区の生花・晩成地区の編入により一時は増加したものの、その後減少の一途をたどっている。人口減少の要因としては、高度経済成長期における都市への人口の流出や基幹産業である農業の経営悪化、後継者不足、冷害などによる離農及び少子高齢化、国鉄広尾線の廃止や営林署の統廃合などのほか、生活環境基盤整備の遅れなどによるものである。

これまで実施してきた過疎対策により産業生産基盤の重点的整備や交通通信体系の整備、観光施設の整備、生活環境の整備などを積極的に推進してきた結果、農業は大型化・法人化・機械化が進み、生産性の高い農業の推進が図られるとともに、住環境の整備や観光・文化の振興などを通じて地域の活性化を図ってきたところである。

しかしながら、平成 27 年の国勢調査によると第 1 次、第 2 次及び第 3 次産業就業人

口は減少を続け、若年者を中心とした生産年齢人口の減少に対し高齢者の増加が顕著であるなど、過疎地域特有の課題を抱えており、解決する手段を模索していかなければならない。

本町は、過疎地域にあっても豊かな自然を持ち、潤いのある生活環境を保っていることで、都市住民からは高く評価され、行ってみたい、住んでみたいという声が増えてきていることから、自信と誇りを持って魅力あるまちづくりに取り組み、積極的に都市部との交流を図っていくことが必要である。

③大樹町の社会経済的発展の方向の概要

本町では、活力ある大樹町を構築するために第5期大樹町総合計画を策定し、その推進に努めているところであり、基幹産業である農業を中心として、関連産業の育成に努めるとともに、観光などによる交流人口や関係人口の拡大を図り、若者の流出を防ぎ、担い手を確保することが重要である。

そのために、第1次産業の育成強化や6次産業化の推進、地域特性を活かした製造業の振興、情報インフラの整備、定住意識を高めるための生活環境基盤の整備や高度な福祉の推進、生涯学習社会における住民の文化的欲求に対応する体制の整備など取り組むべき課題は多い。

このような中、情報通信基盤の整備が急速に進んだこと、さらには、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により国民の価値観が大きく変化してきた中において、テレワークやワーケーションなどの普及が進み、多様な働き方やライフスタイルを求める若者が増えてきていることから、これら新しい生活様式に対応した環境を整備するとともに、人を呼び込む取組みを積極的に進めていく必要がある。

一方、本町においては、南と東が太平洋に大きく開けた地理的優位性と1年を通して快晴の日が多いという気象的優位性を活かして、「航空宇宙産業基地」の形成を目指し、長年にわたって取り組んできたところである。

平成7年に1,000m滑走路を有する大樹町多目的航空公園を整備、平成10年に滑走路を舗装化したことにより、スカイスポーツの拠点施設としてはもとより、航空宇宙関連の実験地として着実に認知されてきており、平成16年には、無人飛行船による新しい通信・放送・地球観測・災害監視の研究開発を進める「成層圏プラットフォーム」の実験が行われるなど多数の機関が使用するようになってきた。平成20年には、JAXA宇宙科学研究所が大気球実験のために、大気球指令管制棟やスライダー放球装置などを整備し、これらの施設を連携協力拠点大樹航空宇宙実験場とするなど、大樹町多目的航空公園は、我が国の航空宇宙研究開発の一翼を担う存在となっている。

また、町内に本社を有するロケット開発ベンチャー企業のインターステラテクノロジズ(株)が、令和元年5月、民間単独開発のロケットとしては国内初となる宇宙空間

到達に成功し、現在は人工衛星軌道投入用のロケットの開発実験を行っているところである。

こうした中、町では人工衛星用ロケット射場の整備や滑走路の拡充を進めているところであり、令和3年4月には射場や滑走路の管理運営を担う「SPACE COTAN(株)」が設立されるなど、長年の夢である航空宇宙産業基地「北海道スペースポート」構想の実現に向けて着実に歩みを進めているところである。

構想実現のためには、次代を担う青少年への啓発、住民コンセンサスづくりを一層進めていかなければならない。

(2) 人口及び産業の推移と動向

大樹町の人口は、昭和35年度の国勢調査では10,932人であったが、平成27年度と同調査では5,738人に減少し、55年間の人口減少率は47.5%となっている。

近年、人口の減少率が鈍化しているとはいえ、年少人口や生産年齢人口の減少と、高齢者の増加は顕著である。これは、社会環境の変化による少子化や基幹産業である農業の経営悪化に伴う離農者の増加、企業などの撤退・合理化、地域の魅力不足による定住意識の低下による都市部への人口流出などが原因と考えられる。

また、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の人口推計では、今後も人口は減少を続け、平成27年に約5,700人だった人口が、令和27年には約4,000人（平成27年から約30%減少）に、令和47年には約3,000人（同約47%減少）になるものと推計されている。

一方、産業別就業人口は、平成7年に3,864人であったが、平成27年には3,106人となり、この20年間に758人（19.6%）減少した。

産業別では、第1次産業が334人（25.4%）、第2次産業は322人（37.7%）、第3次産業は102人（6.0%）減少している。

第1次産業の減少は、離農者の増加によるものである。第2、3次産業は人口減少や帯広市商圏への購買力の流出などにより、事業所数、就業者数ともに減少している。この中でも第2次産業の減少が顕著で、建設業については公共事業の抑制により大きく減少している。

今後の動向を展望すると、基幹産業である農業を中心とした第1次産業を取り巻く環境は変わらず厳しい状況にあること、また、産業構造が大きく変わることは考えにくい今の状況では、人口の減少傾向は変わらないものと予想される。しかし、雄大な自然をはじめ本町の資源を大いに活かしたまちづくりを進めるとともに、近隣市町村と連携して事業を推進しながら、起業を促進し、定住を促進することにより人口減少を最小限に食い止めることが肝要であると考える。

なお、第5期大樹町総合計画では、令和5年度の人口の目標値を5,200人程度として

いる。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,932	人 8,434	% -22.9	人 7,483	% -11.3	人 6,407	% -14.4	人 5,738	% -10.4
0 歳～14 歳	4,038	2,163	-46.4	1,495	-30.9	839	-43.9	702	-16.3
15 歳～64 歳	6,405	5,560	-13.2	4,889	-12.1	3,840	-21.5	3,092	-19.5
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	2,822	1,835	-35.0	1,163	-36.6	857	-26.3	660	-23.0
65 歳以上 (b)	489	711	45.4	1,099	54.6	1,728	57.2	1,944	12.5
(a)/総数 若年者比率	% 25.8	% 21.8	—	% 15.5	—	% 13.4	—	% 11.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 4.5	% 8.4	—	% 14.7	—	% 27.0	—	% 33.9	—

表 1-1 (2) 人口の見通し (大樹町人口ビジョン)

単位：人

年	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
令和 2 年	5,448	681	2,764	2,003
令和 7 年	5,137	640	2,565	1,932
令和 12 年	4,828	597	2,405	1,826
令和 17 年	4,533	558	2,264	1,711
令和 22 年	4,257	526	2,105	1,626
令和 27 年	3,978	491	1,959	1,528
令和 32 年	3,719	456	1,838	1,425
令和 37 年	3,476	420	1,723	1,333
令和 42 年	3,254	391	1,610	1,253
令和 47 年	3,043	365	1,511	1,167

(3) 大樹町行財政の状況

当町の行政機構は、7課2所の町長部局と、教育委員会、農業委員会、議会事務局、3つの公営企業部局（水道事業、下水道事業、町立病院）から構成されている。職員総数は238人で、職員一人あたりの人口は約23人となっている。

財政状況は、集中改革プラン（平成17年度～21年度）等で人件費や投資的経費の抑制を推進したことにより、平成22年度の一般会計歳出決算額は61億1,700万円であった。しかし、平成23年度以降においては、町立病院や行政区会館等の公共施設老朽化に伴う建て替えにより、補助費等や普通建設事業費が増加傾向となり、平成26年度の一般会計歳出決算額は平成22年度対比115%の70億4,600万円となっている。

このため、第4次行財政改革大綱（平成26年度～30年度）や公共施設等総合管理計画の策定により、安定した財源の確保や効率的な配分、緊急度や事業の波及効果を勘案した均衡ある財政運営を図ってきた。平成27年度の一般会計歳出決算額は平成26年度に比べ4.9%減の67億300万円となり、以降、同規模の予算額で推移している。

しかしながら、今後も公共施設の建て替えなど普通建設事業費の増加が見込まれ、令和3年度においては、当初予算95億300万円と過去2番目の規模となる大型予算となっていることから、第5次行財政改革大綱の策定等により、安定した財源の確保や効率的な配分、緊急度や事業の波及効果を勘案した均衡ある財政運営を図る必要がある。

表1-2 (1) 市町村財政の状況

単位：千円

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	6,372,368	6,967,356	6,832,617
一般財源	5,056,690	4,463,611	4,385,209
国庫支出金	325,961	344,621	298,056
都道府県支出金	343,496	457,954	486,556
地方債	88,300	787,349	547,432
うち過疎対策事業債	88,300	308,100	274,000
その他	557,921	913,821	1,115,364
歳出総額 B	6,105,210	6,702,520	6,697,091
義務的経費	2,517,850	2,057,432	2,243,698
投資的経費	650,831	1,021,502	678,258
うち普通建設事業	650,831	1,021,502	678,258
その他	2,936,529	3,623,586	3,775,135
過疎対策事業費	973,072	996,587	825,976
歳入歳出差引額 C (A - B)	267,158	264,836	135,526
翌年度へ繰越すべき財源 D	52,403	78	3,824
実質収支 C - D	214,755	264,758	131,702

財 政 力 指 数	0.21	0.20	0.25
公 債 費 負 担 比 率	20.4	14.3	15.0
実 質 公 債 費 比 率	19.5	9.9	9.3
起 債 制 限 比 率	11.8	4.2	4.0
経 常 収 支 比 率	86.2	79.6	86.3
将 来 負 担 比 率	90.9	33.9	12.2
地 方 債 現 在 高	7,661,037	7,688,015	7,130,463

表 1－2（２）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	23.9	35.4	47.8	50.5	51.2
舗 装 率 (%)	7.8	20.4	35.6	38.2	38.8
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	29,303	31,125
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	5.4	—	—	—	—
林 道					
延 長 (m)	31,144	32,255	27,479	17,483	17,483
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	23.7	25.5	31.1	—	—
水 道 普 及 率 (%)	63.2	88.9	102.3	100.8	
水 洗 化 率 (%)	—	—	25.1	66.1	75.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	12.6	13.6	11.4	11.7	12.6

（４）地域の持続的発展の基本方針

本町は、厳しい自然条件を克服しつつ、恵まれた土地資源や自然環境を背景に、農用地の基盤整備、農業技術の開発普及を積極的に推進し、経営規模の拡大と近代化を強力に推し進め、基幹産業としての農業の発展を図ってきた。そして現在、大型酪農地帯として日本の食料基地の一端を担っている。

また、町土の４分の３を占める森林の活用や東部に広がる太平洋の漁業資源の活用など第１次産業の振興を通じて躍進してきたところであり、農林水産業は、今後のまちづくりの上でも欠かすことのできない基幹産業である。

しかしながら、第１次産業を取り巻く環境は非常に厳しく基幹産業は低迷し、また、一方では若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、地域社会や産業を支え

る担い手の不足など多くの課題を抱えている。

さらには近年、地震や集中豪雨などの自然災害が頻発しているほか、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大が、住民生活をはじめ地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

こうした状況の中、地域の持続的発展のためには、これまでの過疎対策の継続はもとより、本町の総合計画や総合戦略、北海道の基本方針との整合性を図りながら、地域住民が安心・安全に暮らすことのできる安らぎの生活環境や医療・介護体制の基盤整備、子育て支援及び教育環境の充実、生活交通の確保、基幹産業の持続的な発展基盤の確立、次代の産業を担う人材の確保と育成、多様な資源やエネルギーの有効活用による循環型社会の構築、豊かな自然環境を活かした体験型観光の推進や様々な分野での交流の促進など、地域活力の更なる向上を図る。

また、本町が30年来進めてきた航空宇宙産業分野においては、宇宙港「北海道スペースポート」の実現に向けて官民が一体となって取り組んでいるところであり、他にはないこの魅力的な地域資源を最大限に活かし、持続可能な地域社会の形成を図る。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、次に掲げる人口に関する目標を達成するために、切れ目なく過疎対策を継続するとともに各種施策を推進する。

○人口に関する目標

社人研の推計によると、本計画最終年となる本町の令和7年の人口は5,137人まで減少するとされている。一方で、純移動率は社人研推計に準拠し、合計特殊出生率が現状のまま上昇しないと仮定する町の独自推計では、令和7年の人口は5,028人まで減少すると推計されている。

こうした中、過疎対策を継続し、各種施策を着実に推進することにより、「人の流れ」を変え、若年層の流出を抑制するとともに、合計特殊出生率を上昇させることで、社人研の推計数値を上回ることを目指すものとする。

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を着実に推進していくため、毎年度、計画の進捗状況や達成状況について、庁内各部署の職員から構成される会議体において評価・検証を行うこととする。

また、当該評価・検証結果については、議会へ報告するとともに、広報紙やホームページ等を通じて住民に公表することとする。

（７）計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

高度経済成長等の社会的経済的状況に対応するために建設してきた膨大な公共施設等が、今後、老朽化の度合いを深めていくことに伴い、安全性の問題、機能劣化の問題等もまた深刻化せざるを得ない状況となっている。今後も、行政サービスを適正なレベルで提供し続けていくためには、これら施設の維持管理・更新需要も増加していくことが予測され、計画的に対処していくことが必要である。

こうした中、公共施設等の管理に関しては、今後の人口減少を踏まえた中で地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行っていくこととし、新規の公共施設等は財政状況を踏まえ、供給量の適正化を図る一方、既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められた施設については、長寿命化を柱に、建て替え、民間等への譲渡、複合化、広域化のいずれかを選択し、建て替えをする場合には、まず減築や他の施設との複合化を検討することとしている。

この基本的な考え方を踏まえたうえで、本計画に記載された公共施設等の整備については全て公共施設等総合管理計画に適合したものとなっている。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

大樹町は、雄大な自然と美しい景観、清流と豊かな農水産物などの資源が豊富にあり、これらの資源は「ゆとり」や「癒し」を求める都市住民にとって大きな魅力である。

本町のイベントには町外から多数参加するようになっており、砂金掘り探訪会など体験型のイベントを通じて都市と農村の交流を拡大していく必要がある。

また、農山漁村に滞在し、農業や漁業を体験するファームインや移住を促進するためのお試し暮らし住宅、テレワークやワーケーションなどの普及に伴う多様な働き方やライフスタイルにあわせたコワーキングスペースやサテライトオフィスなど、各種交流や移住・定住、関係人口の創出拡大に向けた受入体制の整備や情報発信を積極的に行い、地域の持続的発展のために必要な多様な担い手を確保するとともに、新しい人材の芽を育てていく必要がある。

(2) その対策

ア 移住促進のためのお試し暮らし住宅の活用を推進する。

イ テレワークやワーケーションを呼び込むための環境整備を進める。

ウ 住民や物産等の相互交流や各種機会を通じた国内外との交流活動を推進する。

※ 十勝定住自立圏における連携した取組み

・移住・交流の促進

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	お試し暮らし住宅の管理運営 (事業内容) 価値観の多様化等により、田舎暮らしや退職後の定住地を求めている人の居住体験を支援するため、お試し暮らし住宅を管理運営する。 (事業の必要性) 町外からの移住者を呼び込むためには、実際に生活体験を行い、地	町	

		域の魅力を理解してもらう必要がある。 （見込まれる事業効果） 地域ぐるみで体験居住者への支援を行うことにより、移住の促進が図られる。		
	地域間交流	地域間交流の推進 姉妹都市少年使節団相互派遣交流、銀河連邦共和国加盟自治体間交流、群馬県吉岡町との交流、台湾高雄市大樹區との交流等 （事業内容） 他地域との住民の相互交流や親善事業への派遣交流、物産展事業等への支援を行う。 （事業の必要性） 人材の呼び込みや地場産品の販路拡大を図るため、人やモノの交流範囲をより広める必要がある。 （見込まれる事業効果） 交流に伴う住民の視野拡大による地域づくり活動の活発化、地場産品の消費者や支援者の拡大、移住希望者の増加等が図られる。	町	

3 産業の振興

（1）現況と問題点

<農 業>

大樹町の農業は、太平洋と日高山脈を境とした恵まれた土地条件を活かし、酪農・畑作・肉牛を基幹とした大規模土地利用型農業を展開してきた。

とりわけ酪農においては、昭和 40 年代前半に畑作主体の経営から、自然条件を考慮した転換が進み、現在では農業産出額の 80%を占める町の基幹作目となった。

また、法人化や遊休農地の担い手への集積、生産設備と飼養管理技術の向上により規

模拡大が進み、平成 26 年には 106 戸（事業体含む）あった乳牛飼養農家が令和 2 年には 86 戸になり、1 戸あたり平均飼養頭数は 186 頭から 283 頭へ、飼料畑面積は平均 117.6ha となり、経営規模の更なる拡大が進んでいるが、飼養頭数の増加に伴う家畜排せつ物の適正処理に係る問題が顕在化している。家畜排せつ物の適正処理にはバイオガスプラントによる液肥化が有効な対策の 1 つとして挙げられるが、設備投資にかかる費用面での負担やプラントで生成したエネルギーの出口対策等の課題も多い。

生産技術と乳牛個体の改良により生乳の生産量は平成 26 年 102,842t が令和 2 年 135,132t と 31.4%増加したが、その一方で農業従事者の高齢化や後継者不足により農家戸数の減少が懸念されている。

町営牧場については、畜産農家の頭数増加に伴い、労働力の低減、飼料草地の不足に対応し、安定した繁殖管理に大きな役割を果たしている。

近年においては、生産者の高齢化や後継者不足、家畜伝染病の発生に伴う入牧制限などの影響を受け利用戸数が減少しているが、計画的に牧場施設及び農機具等の整備、更新を進めるほか、草地の更新なども行い、今後も、生産者が安心して預託できる飼養管理体制を継続していく必要がある。

農業の担い手不足は、農村共通の問題であり深刻かつ重要な問題である。後継者不足については変わらず厳しい状況であるが、近年、農業の法人化が進み、法人への就業や海外を含めた農家研修生の受け入れなど、新規就農の機会も多様化している。今後は経営規模の拡大に伴う農業従事者の確保が課題である。

また、ロボット、AI、IoT といった技術革新、TPP11 等の経済連携協定等の発効に伴うグローバル化の一層の進展、持続可能な開発目標（SDGs）に対する国内外の関心の高まりなど、経済は新たな時代のステージを迎えている。このような中で、持続可能な活力ある地域経済を構築するためには、時代の変化を見通し、実態に合わなくなった制度やシステムを大胆に変革し、人材や資金を呼び込み、新技術を社会実装することにより、こうした変化に多彩に対応し、新たな成長につなげていくことが必要である。

さらに、国内における農産物・食品については、消費者の低価格志向が続く上に、今後本格的な少子高齢化・人口減少による消費の減少や、単身世帯や共働き世帯の増加など社会構造やライフスタイルの変化に伴い、食の外部化が進展すること等が見込まれる。市場の変化に対応し、生産を維持・拡大するためには、食品関連事業者等との連携を強化し、加工・業務用需要への対応や新たな市場の創出等、変化するニーズに即した生産体制・バリューチェーンを構築することが不可欠である。

町内には自家生産の食材を提供する飲食店もあり、「安心・安全・新鮮・美味しい」農畜産物を生産地で味わう『地産地消』のイメージを消費者に発信し、多くの人が町を訪れることで農業のもつ豊かさを体感してもらい、最終的には大樹産の農畜産物を市場に売り込む努力が必要である。

鳥獣被害の対策としては、捕獲等の対策に携わる人材の不足や野生鳥獣の生息域の拡大等による鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、関係機関が連携し戦略的に各種対策を組み合わせることにより鳥獣被害対策を抜本的に強化することが必要である。鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進するとともに、侵入防止柵の設置や ICT、ドローン技術等を活用した効率的なスマート捕獲の技術の開発・普及等を含めた捕獲強化や、若者や農業協同組合等の一層の参画を促進するなど新しい人材の育成・確保等に取組み、捕獲の効果を高めるような方法について関係団体等と協議・連携するなど、関係者が一体となった取組みを推進する。

<林業>

大樹町の林業は、総面積の約4分の3を占める豊富な森林資源により、町の産業経済の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、木材市況の低迷により、近年、森林所有者の施業意欲は減退しており、林業は基幹産業といいながらも、往時の活力を失っている。

この状況を脱却し活性化するために、人工造林の拡大、保育施業の促進、高性能作業機械導入などによる生産コストの低減等、適切な森林整備を図り、豊富な森林資源を有効活用し、木質バイオマスなど新たな取組みを促進することにより、活力ある森林を維持造成し、林業所得の向上を図っていくことが緊急かつ重要な課題といえる。

<水産業>

大樹町の水産業は、沿岸漁業を中心に、さけ、毛がに、ししゃも、つぶ、ほっき貝などを水揚げしているが、水産資源の減少や燃油の高騰のほか、主力魚種である秋さけの不漁もあって、漁業経営は大変厳しい状況にある。

そのため、漁業経営の体質強化及び安定的な水産資源の確保を図る必要があり、とりわけ安定的な水産資源の確保を図る取組みとして、内水面漁業も含め、指導・研究機関と連携した資源管理型漁業・増養殖漁業を一層推進することが重要である。また、地域水産業の生産拠点である漁港や漁場の整備促進についても必要である。

<地場産業>

地場産業の振興策としては、地元で生産される豊富で良質な農畜水産物を原料とした加工品の製品化が考えられる。現在、大樹町で生産される農畜水産物としては、牛乳、牛肉、豆類、馬鈴薯、てん菜、大根、さけ・ます、ほっき貝、毛がに、ししゃも、つぶなどがある。これらの産物のうち、町内で加工・製品化して付加価値をつけているものは、チーズを主体とした乳製品加工、大根の漬物加工、牛肉のハンバーグ等が中心で、馬鈴薯、てん菜などの主要農産物は、近隣の加工工場に出荷するだけにとどまっている。

また、木材資源の活用は製材加工品が一部農業用資材に供給されているほかは、ほとんど一次産品のまま大消費地へ出荷されている。

地域の一次産品に付加価値をつけて市場へ送る、特産品で地域にお客を招くことは、地域自立の切り札であることから、平成2年に大樹町地場産品研究センターを建設し、食品加工専門技術員を採用して、積極的に地場産品の開発・研究・製品化に取り組んできた。これまでに、本町の牛乳を原料とするアイスクリーム「カウベル」が製品化され、町内外で販売されている。

一方、同センターでは、大樹ブランドを目指し、個人や集団によって農畜産物の加工品の開発に向けた取組みが積極的に行われてきた。その結果、自家生産品を活用して製造した「チーズ」「ハンバーグ」「ソーセージ」「ホエー豚」などの販売を、独自に店舗を構えて事業化するなど、本町の特産品として町内外から好評を得ている。

また、水産物の加工品は、秋さけの燻製、地元料理であるちゃんちゃん焼きを家庭で味わえるセット、筋子、イクラ、ししゃも、味付つぶ、選りすぐりの秋さけ「樹煌土（きこうし）」などがある。

今後は、新たな地場産品の開発、生産・加工施設の整備、生産・加工技術の向上を図るための研究、販路拡大につながるPR活動を積極的に進め、地域経済の活性化や雇用の拡大につながるよう努めていくことが必要である。

<企業誘致>

大樹町の企業誘致は、昭和49年12月、農村地域工業導入促進法による地域指定を受けて以来、地域環境に調和した、公害の恐れのない企業を誘致しようと、用地の確保、優遇条例を設けるなど条件整備を施し、該当企業に対し立地を働きかけてきた。その結果、平成6年に漬物製造の老舗「たむらや」が本町で生産される大根と輸入原料により漬物を一次加工するため工場を建設、操業している。

また、平成25年には、ロケット開発を手掛けるインターステラテクノロジズ（株）が大樹町に本社を置いており、今後、宇宙のまちづくりによる関連企業の集積が期待される。

<起 業>

大樹町では、町の活性化を目的として、起業の促進による産業の振興、商店街の活性化及び雇用の促進を図るため、新たに事業活動を行う者や新規分野での事業活動を行う者等を支援する補助制度を平成27年に創設し、令和2年度までに16名の起業家等に対し支援を行っており、今後も起業家に対する支援等を継続し町の活性化を図っていく必要がある。

<商 業>

大樹町の商業は、基幹産業である農水産業の停滞と相まって、非常に厳しい状況にある。

これは、消費者の指向の多様化、大型店との価格差、インターネット販売の普及、消費人口の減少などが要因と考えられる。

本町の商業の現況は、商店数 71 件、従業者数 385 人、年間販売額 149 億円（平成 28 年、商業統計）となっている。

昭和 57 年には 185 件あった商店が 3 分の 1 近くまで減ってしまい、中心市街地の商店街はシャッターが下りたままの建物が散在する活気のない街並みになっているが、起業家への支援制度が創設された平成 27 年以降は、毎年、新規で創業する者が出てきており、下りたシャッターが少しずつ開いていくことを期待しているところである。

本町の商業が発展するためには、総合的な中心市街地の開発を行うことが急務であることから、平成 11 年に小規模町村としてはいち早く中心市街地活性化基本計画を策定し、住民参加による人にやさしいまちづくり「マザーステーション構想」をうち立てた。この構想は経済新生対策で位置付けられた「歩いて暮らせるまちづくり」モデルに道内町村で唯一選ばれた。このマザーステーション構想により高齢者にやさしい、モータリゼーションに対応した商店街と街並み整備を実施していくこととなり、商工会を中心としたタウンマネジメント機関（TMO）が構想実現のための施策を展開している。

<観 光>

大樹町の観光は、恵まれた自然を資源として有効に活用しながら、晩成温泉、カムイコタン公園、航空宇宙関連施設、日本一の清流歴舟川を中心に展開している。

晩成温泉は、国内でも有数の濃度を誇る「ヨード泉」を有し、浴槽からは太平洋の大海原が眺められる温泉で、年間約 5 万人が訪れる本町の代表的観光施設である。しかしながら、昭和 55 年の開館以来リニューアル等を行ってきたものの老朽化が進んでいることから、施設整備等に取り組む必要がある。

本町の中心を流れる歴舟川は、日本一の清流、砂金の採れる川として町内外から親しまれている。この川の上流にあるカムイコタンキャンプ場は平成 3 年に整備、平成 11 年に拡張整備したが、シーズンになると利用者で溢れ返るほど人気が高い。歴舟川にまつわるイベントとして、かつてのロマンを探る砂金掘り探訪会や、自然の恵みを生かし夏の一日を清流に親しむことを目的とした清流まつりなどが実施されている。

また、個性的で魅力ある観光を促進するため、各種イベントの実施、観光サービスの充実、魅力発信の強化、受入体制の確立、大樹の自然や特色を活かした観光コンテンツの開発などを行う必要がある。

(2) その対策

- ア 草地更新、草地造成などによる生産基盤整備を図る。
- イ 農業の法人化協業化の推進、経営体質の改善とスリム化、後継者の育成と新規就農者の誘致推進を図る。
- ウ 町営育成牧場の預託牛の受入体制の充実を図る。
- エ ふん尿の適正処理と有効利用による地力増進並びに農村環境改善、資源循環型畜産の確立を図る。
- オ 安心・安全な農畜産物の生産を進めるための事業を推進する。
- カ 鳥獣被害防止対策の強化を図る。
- キ 森林生産基盤の整備と森林経営の育成並びに木材加工流通の促進を図る。
- ク 森林の多目的利用による公益的活用と生産性の高い人工林の造林を推進する。
- ケ 森林環境譲与税を活用し、森林所有者の造林意欲の向上を図る。
- コ 漁業経営の体質強化を図る。
- サ 指導・研究機関と連携した資源管理型漁業・増養殖漁業の一層の推進を図る。
- シ 地域水産業の拠点である漁港や漁場の整備推進、水産加工施設の整備促進を図る。
- ス 新たな地場産品の開発・研究と販路拡大を図る。
- セ 起業促進のための支援を行うとともに、地域特性にあった企業誘致活動を進める。
- ソ 魅力ある市街地・商店街づくりを推進する。
- タ 歴舟川、晩成温泉周辺など観光施設の整備を図る。
- チ 個性的な観光産業の創造と広域観光を積極的に進める。
- ※ 十勝定住自立圏における連携した取り組み
 - ・農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進
 - ・フードバレーとかち及びバイオマスの利活用の推進
 - ・企業誘致の推進
 - ・中小企業勤労者の福祉向上
 - ・広域観光の推進
 - ・農業振興と担い手の育成
 - ・鳥獣害防止対策の推進
 - ・地産地消の推進

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	畜産担い手育成総合整備事業 (再編整備事業)	公社	
	林業	町有林整備事業 地拵、新植、下刈、除間伐	町	
	水産業	広域漁場整備事業（漁礁・タコ産卵礁の設置）	道	
	(2)漁港施設	水産基盤整備事業（機能保全）： 大樹・旭浜漁港（防砂堤、防波堤、浚渫、港内船揚げ場、道路）	道	
		水産基盤整備事業（機能増進）： 大樹漁港（防舷材、はしご）	町	
	(3)経営近代化 施設 農業	町営牧場農機具購入	町	
	(7)商業 その他	道の駅整備事業 施設改修、設備更新	町	
	(9)観光又はレ クリエーシ ョン	晩成温泉整備事業 施設改修、設備更新	町	
		都市公園整備事業 実施設計、工事	町	
		もいわ山森林公園整備事業 実施設計、工事	町	
		中央運動公園改修事業 LED 改修工事	町	

(10)過疎地域持 続的発展特 別事業 第1次産業	畜産経営支援対策 町営牧場管理運営事業 酪農ヘルパー振興事業 (事業内容) 町営牧場管理運営、南十勝酪農ヘルパー有限責任組合への補助を行う。 (事業の必要性) 育成牛の飼養負担軽減を図り、酪農家の経営安定に資する。農業労働の効率化、将来の担い手を育成する。 (見込まれる事業効果) 安定した繁殖管理に大きな役割を果たすとともに、農業労働の一定の確保が図られる。	町	
	農業担い手育成対策 実習生受入、新規就農助成金 (事業内容) 農業実習生受入農家及び新規就農者に対し助成する。 (事業の必要性) 農家労働の効率化、将来の担い手を育成する。 (見込まれる事業効果) 農業労働の一定の確保と新規就農が見込まれる。	担い手センター等	
	安心・安全な食料生産対策 防疫事業 (事業内容) 家畜の疾病の発生、まん延を防ぐため、防疫車を運行し、酪農畜産経営の安定化を図る。 (事業の必要性)	町	

	消費者目線に配慮した安心・安全な農畜産物生産を進めるとともに、疫病の根絶を図る。 (見込まれる事業効果) 安心・安全な農畜産物生産により農業経営の安定と農業収益の向上が見込まれる。		
	農業生産振興支援対策 生産基盤整備等事業費助成 (事業内容) 排水改良等の農地生産性の向上や農業経営の効率化等を図るための費用など、事業に要する費用を助成する。 (事業の必要性) 農業機械の大型化等に伴う排水性悪化による湿害や生育不良の解消、投資の効率化など、生産基盤の強化と海外の農畜産物とのコスト格差を縮減するための対策が必要である。 (見込まれる事業効果) 農地の排水性や通気性向上による作物の生育環境改善による生産性や品質の向上、投資の効率化による経営体質の強化が図られる。	町・JA	
	森林環境整備促進事業 (事業内容) 森林環境譲与税を活用し、各種造林事業に対し補助する。 (下刈、間伐、枝打、野ねずみ防除等) (事業の必要性) 木材市況の低迷により減退した森		

商工業・ 6次産業化	林所有者の施業意欲を向上させ、適切な森林整備を図る必要がある。 (見込まれる事業効果) 豊富な森林資源を有効活用し、活力ある森林の維持造成が図られるとともに、林業所得の向上が図られる。		
	TMO 活動推進事業 TMO 活動推進事業補助金等 (事業内容) TMO 活動推進事業に対し補助する。 (事業の必要性) 地域の素材を活かし、魅力を発信し、交流人口の拡大を図る。 (見込まれる事業効果) 地域経済の振興や市街地の活性化が見込まれる。	町	
	地場産品研究センター運営 (事業内容) 地場産品研究センターの円滑な運営を図る。 (事業の必要性) 地場産物の有効利用とそれらの付加価値を追及し高度利用を図る。 (見込まれる事業効果) 地場産品の開発、生産・加工技術の向上を図るための研究を積極的に進めることで、地域経済の活性化や雇用の拡大につながる。	町	
	地場産業振興奨励事業 (事業内容) 地場産品の普及拡大やこれを扱う	町	

		事業者等の育成強化が図られる事業に対し助成する。 (事業の必要性) 地域活性化を図るため、地場産品の開発や町内生産者の販路拡大等、地場産業の育成強化を推進する必要がある。 (見込まれる事業効果) 地場産業の育成強化により、生産者の経営強化及び地域経済・産業の活性化が図られる。		
		起業家等支援事業 (事業内容) 町内で新たに事業活動を行う者等に対し助成する。 (事業の必要性) 起業の促進による産業の振興、商店街の活性化、雇用機会の拡大に向けた対策が必要である。 (見込まれる事業効果) 起業の支援により、商店街を含めたまちの活性化が図られるとともに、新規業種の参入や雇用の促進が図られる。	町	
		創業支援事業 (事業内容) 町内で新たに創業しようとする事業者等に対し助成する。 (事業の必要性) 創業促進による産業の振興、商店街の活性化、雇用機会の拡大に向けた対策が必要である。 (見込まれる事業効果) 創業支援により、商店街を含めた	町	

		まちの活性化が図られるとともに、新規業種の参入や雇用の促進が図られる。		
	観光	観光振興対策 観光関連組織の活動支援 (事業の内容) 観光関連組織の活動に対し助成する。 (事業の必要性) 地域の自然や風土、産業の魅力を広く発信し、来訪者の拡大や知名度の拡大を図ることにより、観光関連産業の振興や地場産物の販路拡大等を図る必要がある。 (見込まれる事業効果) イベントや物産展等を通じた観光客の呼び込みを図ることにより、商業の活性化や農林水産業を核とした新たな事業展開など、地域産業の多様化や経営基盤強化が図られる。	町	
	企業誘致	企業誘致対策 条例に基づく立地企業への助成 (事業内容) 製造業等の設備投資や新規雇用に対し助成する。 (事業の必要性) 地域の経済基盤強化のための産業構造の高度化や就労場所の確保が必要である。 (見込まれる事業効果) 初期投資の軽減が図られることにより、企業の設備投資や雇用拡大意欲の向上が促され、地場の製造	町	

		業等の振興による地域経済の強化が図られる。		
	その他	子ども農山漁村交流プロジェクト推進事業 (事業内容) 子ども農山漁村交流プロジェクトに係る南十勝長期宿泊体験交流協議会への補助等を行う。 (事業の必要性) 地域の素材を活かし、魅力を発信し、交流人口の拡大を図る。 (見込まれる効果) 地域への経済効果、活性化等が見込まれる。	町	
	(11)その他	有害鳥獣駆除	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
大樹町全域	製造業、旅館業、 農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

晩成温泉については、耐用年数の経過に伴い、設備を含めた施設全体の老朽化が著しく、今後の利用の状況も踏まえて、改修の検討を視野に入れる。

それ以外の産業関連施設についても、今後人口動態や産業構造の変化、利用ニーズに合わせて、建て替えや機能の複合化、統廃合を視野に入れて検討していく。

本計画においては、上記公共施設等総合管理計画における基本方針との整合性が図られたものとなっている。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

大樹町では、昭和 49 年から 2 カ年で町内全戸に有線放送設備を整備し、各種情報伝達と災害発生時の緊急の情報提供による 2 次災害防止など地域住民の安全確保に努めてきたが、有線放送設備の老朽化に伴い、平成 2 年度以降「防災まちづくり事業」により防災行政無線を整備し、全戸に受信機を設置することで災害などの情報や緊急通報、広報業務などで活用している。また、令和 2 年度には防災行政無線をデジタル化したことから、今後、インターネットを通じて SNS やメールと連携し、災害情報等を伝える手段を拡充していくこととしている。

情報化の推進により、時間と場所を選ばずに必要な情報を得られる時代が到来するとともに、マイナンバー制度が導入され、国と地方の情報通信ネットワーク整備はますます加速している。本町では、インターネットを活用した行政情報の提供や、自治体クラウドに参加し業務サーバをデータセンターに配置するなど、情報化時代に対応した整備に積極的に取り組んできたところである。

しかしながら、このような高度な情報化社会において、町内には光ファイバ網が整備されていない地域が残っていることから、令和 3 年度に未整備地域に光ファイバを整備し、町内における情報弱者問題の解決を図ることとしている。

今後は、マイナンバーを用いた行政手続きの導入が進むことから、マイナンバー普及率を向上させるとともに、光回線の利用率向上も目指し、デジタル社会の形成を目指さなければならない。

世界的に ICT 技術、IoT 技術がさらに発達することにより、DX（デジタルトランスフォーメーション）化が進んでいく社会へ対応しなければならないことから、住民の個人情報保護に配慮しながら、町内産業界の ICT 技術の活用状況を把握し、産学官が連携して情報を発信できるような体制を整備する必要がある。

(2) その対策

- ア 防災行政無線の有効活用を図る。
- イ 町内の未整備地域に光ファイバ網を整備する。
- ウ 地域の情報化を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設	高度無線環境整備推進事業 (光ファイバ整備)	町、NTT	
	その他の情報化のための施設	業務系システム及び情報系システムデータセンター利用	町	
		庁内 LAN 導入 ネットワーク関係機器の更新	町	
		行政情報端末導入 ネットワーククライアントの更新 (職員配置パソコン更新)	町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

<道 路>

大樹町の道路網は、国道236号線、336号線と主要道道1路線、一般道道9路線、町道411路線が町内を縦横断している。

国道は、236号線が帯広市を、336号線が浦河町をそれぞれ起点として、町内を南北に横断しており、本町と他市町村を結ぶ最も重要なアクセス道路となっている。特に国道236号線は沿線集落を経て本町の中心市街地を通過しており、交通安全の上から市街地と集落を結ぶ歩道の設置が必要である。また、国道336号線は、広尾・浦河間の天馬街道開通により、釧路方面へ往来する交通量が増え、従来から交通安全上問題のある歴舟

川及び芽武川の橋梁幅員不足解消が急務となっている。拡幅改良とともに駐車場の設置などを関係機関に要望していく必要がある。

現在、帯広・広尾間高規格幹線道路の整備が進められているが、早期に「豊似～広尾間」が事業化となり「大樹～広尾間」が完成することによって交通安全の確保と近隣市町村とのアクセス時間が短縮され、産業の活性化はもとより、救急医療など「命を守る道」「命を繋ぐ道」としても重要な役割を果たすことが期待されている。

町道は、実延長 543.4km で、うち舗装延長が 210.4km、舗装率 38.7%と管内でも低い水準にあり、国道・道道・公共施設などの関連を重視した幹線町道、市街地においては人にやさしいまちづくりをテーマに高齢社会に対応し、景観にも配慮した歩道の拡張、交通安全施設対策などが求められている。

【道路状況】

区分	路線数	町内延長	改良率		舗装率		橋 梁		
			延長	率	延長	率	永久橋	木橋	計
国道	2	35.3	35.3	100.0	35.3	100.0	23	0	23
道道	10	95.8	95.8	100.0	95.8	100.0	33	0	33
町道	411	543.4	278.4	51.2	210.4	38.7	103	0	103
計	423	674.5	409.5	60.7	341.5	50.6	159	0	159

※令和 2 年度道路施設現況調査（令和元年度実績数値）

<交通手段の確保>

大樹町の交通機関としては、モータリゼーションの発達と過疎化の波に押され、帯広－広尾間の国鉄広尾線が昭和 62 年 2 月、また、それ以前に町内主要集落と市街地を結んでいた国鉄バスも、昭和 59 年 5 月に廃止されている。

現在、十勝バスが国道 236 号線の帯広・広尾間を生活交通路線（国庫補助対象路線）として運行し、住民の足を確保しているが、自家用車の普及などにより利用率が低下していることから、利用率向上と路線確保の対策が必要である。また、国鉄バスの代替として、町内の交通確保のため、スクールバスを混乗方式で運営し、利用者は少ないものの、高校生の通学や高齢者の通院手段として重要な住民の生活の足となっている。

こうした中、人口減少による公共交通利用者の減少や高齢者などの交通弱者の生活交通の維持確保が大きな問題となっており、限られた資源を有効に活用し、持続可能な地域公共交通ネットワークサービスを形成するため、令和 3 年 5 月に「大樹町地域公共交通計画」を策定した。今後は、当該計画に基づき、市街地循環バスや郊外部デマンドバスの導入・運行についてさらに検討を進め、住民の生活の足の確保はもとより、より利

便性の高い公共交通体系を整備していく必要がある。

交通基盤の果たす役割は、地域間の連携促進、交通空白地の足の確保、さらには町内の活性化を図るうえで重要であり、町有バスの計画的な更新が必要である。

(2) その対策

- ア 国道 236 号の交通安全施設整備の充実を要望する。
- イ 国道 336 号の橋りょう架け替え及び拡幅を要望する。
- ウ 高規格幹線道路「帯広・広尾自動車道」の早期完成を要望する。
- エ 町道の主要幹線道路の改良・舗装を進めるとともに、農畜産物輸送の効率化を図るための農道の改良・舗装を進める。
- オ 市街地内町道の舗装促進と交通安全施設の整備を進める。
- カ 橋りょうの長寿命化点検、補修整備を計画的に行う。
- キ 道路整備用機械の更新充実を図る。
- ク コミュニティバスの導入など町内公共交通ネットワークの整備促進を図る。
- ※ 十勝定住自立圏における連携した取組み
 - ・地域公共交通の維持確保と利用促進

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	麻友北仲通線改良舗装事業 改良舗装 L=64m W=4.0m	町	
		南町 1 号線改良舗装事業 改良舗装 L=450m W=4.0m	町	
		南町 11 号通線改良舗装事業 改良舗装 L=63m W=4.0m	町	
		松並こども園通線改良舗装事業 改良舗装 L=216m W=6.0m	町	
		振別団地 8 号線改良舗装事業 改良舗装 L=65m W=4.0m	町	

		麻友 3 丁目線改良舗装事業 改良舗装 L=190m W=6.0m	町	
		幸町団地 2 号線改良舗装事業 改良舗装 L=110m W=6.0m	町	
		南町 4 号線改良舗装事業 改良舗装 L=180m W=6.0m	町	
		下大樹 23 号線改良舗装事業 改良舗装 L=680m W=6.0m	町	
		南町 5 号線改良舗装事業 改良舗装 L=120m W=4.0m	町	
		南町 6 号線改良舗装事業 改良舗装 L=110m W=4.0m	町	
		鏡町 4 号線改良舗装事業 改良舗装 L=70m W=4.0m	町	
		鏡町 5 号線改良舗装事業 改良舗装 L=70m W=4.0m	町	
		南町 7 号線改良舗装事業 改良舗装 L=90m W=4.0m	町	
		松並 3 号線改良舗装事業 改良舗装 L=140m W=4.0m	町	
		南町 14 号線改良舗装事業 改良舗装 L=60m W=4.0m	町	
		振別団地 9 号線改良舗装事業 改良舗装 L=65m W=4.0m	町	
		幸町団地 12 号線改良舗装事業 改良舗装 L=230m W=6.0m	町	
		寿通 2 丁目線改良舗装事業 改良舗装 L=146m W=5.5m	町	
	橋りょう	橋りょう長寿命化点検業務 全橋梁数 103 橋	町	

		橋りょう補修事業	町	
		幸橋歩道橋新設事業	町	
	(2)農道	芽武北地区農道整備事業 L=1,720m W=6.0m	町	
	(6)自動車等 自動車	コミュニティバス車両購入	町	
	(8)道路整備機 械等	除雪及び町道維持用車両購入	町	
	(9)過疎地域持 続的発展特 別事業 公共交通	大樹町地域公共交通計画推進事業 (事業内容) 大樹町地域公共交通計画を推進す るため、大樹町地域公共交通会議 を設置し、運営費等を負担する。 (事業の必要性) 人口減少による公共交通利用者の 減少や高齢者などの交通弱者の生 活交通の維持確保等の課題解決を 図る。 (見込まれる事業効果) 地域にとって望ましい持続可能な 地域公共交通ネットワークサービ スを形成する。	町	
		コミュニティバス運行事業 (事業内容) 町内公共交通体系の整備・充実を 図るためコミュニティバスを運行 する。 (事業の必要性) 高齢者等の交通弱者を含む住民の 交通手段を確保する必要がある。 (見込まれる事業効果)	町	

		地域住民の足を確保することで、住民の利便性の高い暮らしを実現するとともに、地域の活性化にも寄与する。		
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

<道路>

毎年行っている住民からの要望調査及び実地調査をもとに、路面性状・法面・土木構造物の点検を行い、計画的に維持補修を行う。生活道路については、安全性を優先し、老朽化の著しい舗装については道路の改良工事を検討する。また、歩道整備や景観に配慮した道づくり、除雪体制の充実を図る。

<橋りょう>

橋りょう長寿命化計画及び法定橋りょう点検結果をもとに、損傷に対する劣化予測を行い、予防的な修繕の実施を徹底することにより、大規模修繕・架替え費用の高コスト化を回避する。また、「予防保全的な対応」（損傷が小さなうちから計画的に行う修繕）を推進し、ライフサイクルコストの縮減を図る。

修繕時期は、重要度の高い路線の橋りょう等について、損傷状況に応じて優先的に修繕を実施するとともに、さらに橋りょうの各部材の損傷状況と供用年数に応じて劣化予測を行い、総合的に判断した上で決定することとする。

本計画においては、上記公共施設等総合管理計画における基本方針との整合性が図られたものとなっている。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

<生活環境>

大樹町の水道施設は、ほぼ町内全域に水道が整備され、生活用水、農業用水の安定給水が可能となった。今後は安全でおいしい水を安定して供給するため、老朽化が進んだ各施設と耐用年数を超えた設備の更新を計画的に進める必要がある。

また、本町の下水道整備は、平成4年度より事業をスタートし、令和2年度までの整備率は約90%であり、今後更なる整備に努めていく必要がある。

平成8年度に終末処理場が完成、供用を開始して以来25年が経過するため、今後は施設の更新事業を順次進めることにより、長寿命化を図る必要がある。

一方、下水道事業の及ばない地域に対しては、これに代わる合併処理浄化槽の整備を計画に沿って今後も進めていく必要がある。

本町のし尿処理については、十勝管内 19 市町村のし尿浄化処理を行う十勝環境複合事務組合中島処理場において処理してきたが、当該施設の経年による機械設備等の老朽化により、平成 30 年 4 月からは、下水と共同処理を行うこととして、十勝川流域下水道浄化センター浄化槽汚泥等受入施設で処理している。

本町のごみ処理は平成 5 年度から南十勝複合事務組合で行っており、収集運搬業務は民間委託により実施しているが、令和 10 年度からごみの一部を十勝圏複合事務組合のごみ処理施設で共同処理することとしている。

また、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などにより、ごみ処理基準が強化され、ごみ収集体制の充実が求められている。ダイオキシン類の削減対策に努めるとともに、ごみ分別の徹底・リサイクル施設の充実を図り、ごみの減量化を促進する必要がある。

本町の火葬場は、南十勝複合事務組合により管理・運営が行われているが、老朽化に伴い改築を検討し、整備していく必要がある。

<住宅及び住宅用地>

本町の住宅状況は、持ち家 57.2%、借家 29.5%、給与住宅 11.8%、間借り 1.5%（平成 27 年国勢調査）となっている。近年、人口減少の中にあって住宅需要はやや減少傾向にある。

本町の公営住宅団地は、市街地 10、郊外 7 の計 17 団地で、令和 2 年度までに 535 戸建設されているが、その後解体もあり、現在は 451 戸となっている。

老朽化した公営住宅も多く、環境や高齢化に配慮した住宅を計画的に整備する必要がある。

持ち家奨励と定住・移住促進のため、優良な住宅地の分譲、住宅の新築及び購入に対する支援を行うとともに、計画に沿った公営住宅の整備を行い、安心して快適に暮らすことのできる住環境づくりを推進する必要がある。

<消防・救急体制>

大樹町の消防・救急業務は、平成 28 年 4 月 1 日より十勝 1 市 16 町 2 村による「とかち広域消防局」の所轄下で行っている。大樹町には、常備消防として大樹消防署を置き、予防、警防、救急救助業務を行っており、地域組織として分団 3、自衛消防隊 2 で消防活動を行っている。

現行の署所の出動体制及び消防団との連携を維持しつつ、災害現場から最も近い署所からの出動を基本に、署所間の連携体制を構築することにより現場到着時間の短縮と出

動体制の強化が図られる。

現在、消防力の整備計画を踏まえ、計画に沿って進めている消防車両や施設・設備の更新、震災時における消防水利確保のための耐震性貯水槽の新設等整備する必要がある。

組織力・施設力をもって迅速確実に被害を最小限に抑え、増大する消防需要に適切に対応できるよう引き続き組織体制の一層の充実に努め、減災対策の要である予防行政については、防火対象物の立入検査強化、住宅用火災警報器の全戸設置に向けた取組みをさらに強化する必要がある。

<公園・広場・景観>

大樹町には、レクリエーションと憩いの場としての晩成海浜公園、カムイコタン公園、柏林公園や萌和山森林公園など、自然に恵まれた規模の大きい公園がある。

また、市街地に中央運動公園、歴舟川河川緑地公園が整備されており、住民のスポーツ及びレクリエーションの拠点となっている。

一方、身近な憩いの場として、街区公園及び児童公園が町内8カ所に整備されているが、子どもの減少と敷地の狭さなどから、利用頻度は低い状況にある。

今後は、既存の公園、遊び場の整備・充実に図るとともに景観にも配慮する必要がある。

(2) その対策

ア 水道事業の計画的推進と施設などの管理を徹底し、安全な水を安定して供給する。

イ 公共下水道事業及び個別排水処理の計画的推進を図る。

ウ ごみ分別・リサイクルの徹底を図る。

エ 老朽化した公営住宅の計画的な建て替えにより定住を促進する。

オ 消防施設・設備の計画的な更新を図る。

カ 災害時の飲料水等生活水利の確保のため、水道水によるボトルキープの可能性について検討する。

キ ごみ処理施設及びごみ収集運搬車両等の計画的な更新を図る。

ク 火葬場施設の計画的な更新について検討する。

ケ 快適な住環境を確保するため、住宅新築や住宅購入への支援を行う。

※ 十勝定住自立圏における連携した取組み

- ・地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築
- ・地域防災体制の構築

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
5 生活環境 の整備	(1)水道施設 上水道	住吉浄水場浄水機械更新 薬品注入設備、前処理設備、検水 設備等の更新	町	
		坂下浄水場前処理設備更新 薬品注入設備、前処理設備、検水 設備等の更新	町	
		検定満期メータ器更新 水道メータ更新 $\phi 13 \sim \phi 75$	町	
		老朽消火栓更新	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業 污水管・公共枿の整備	町	
		下水道施設更新 電気設備、消火災害防止設備、負 荷設備、計測設備等の更新	町	
	その他	個別排水処理施設整備 合併処理浄化槽の整備	町	
	(3)廃棄物処理 施設 ごみ処理施設	ごみ収集パッカー車購入事業 パッカー車更新	町	
		リサイクル処理施設整備事業 事業内容の検討、実施設計、建設 工事	一部事務 組合	
		一般廃棄物中間処理施設整備事業 用地取得、実施設計、建設工事	一部事務 組合	
	(4)火葬場	火葬場改築事業 事業内容の検討、実施設計、改築	一部事務 組合	

		工事		
	(5)消防施設	小型動力ポンプ付水槽車購入	一部事務 組合	
		現場指揮広報車購入	一部事務 組合	
		消防車両等格納庫改修	一部事務 組合	
		水槽付消防ポンプ車購入	一部事務 組合	
		高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線機器更新	一部事務 組合	
	(6)公営住宅	公営住宅建て替え	町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業生活	マイホーム取得支援補助 (事業内容) 新築、建売住宅購入、中古住宅購入者に対して補助金を交付する。 (事業の必要性) 定住・移住の促進を図るとともに町民が安心して住み続けられる住環境づくりを推進する必要がある。 (見込まれる事業効果) 定住人口の確保及び住環境の向上が図られる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

<上下水道>

上下水道施設の計画的な点検、補修による施設の長寿命化を図り、資産を有効に活用しながら、予防保全型の維持管理に努めるとともに、処理施設等の電力、燃料及び薬品使用量の削減に向けて、運転管理の効率化に努める。また、今後策定する経営戦略に基づき、老朽化した下水道施設の改築更新等を計画的に行う。

<住宅施設>

将来人口を踏まえた管理戸数の適正化を図ることを基本に、耐用年数を経過した老朽住宅の廃止または建て替え、耐用年数を経過していない住宅については長寿命化または改修を計画的に進め、維持費の縮減、修繕や更新時期の分散化、毎年の事業費の平準化を図っていく。

<公園>

担当係等による毎月の点検、遊具メンテナンス業者による年1回の専門点検を実施し、安全に遊具を利用できるよう管理し、予防保全型の維持管理に努める。そのほか、公園内の設備等についても、老朽化の状況を点検により把握し、安全配慮の視点から撤去、修繕、更新等の方針を定め、計画的に実施する。

本計画においては、上記公共施設等総合管理計画における基本方針との整合性が図られたものとなっている。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

<子育て環境>

大樹町の児童福祉については、令和元年度に策定した「大樹町子ども・子育て支援事業計画」に基づき次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを産み育てることができる環境を作るため、地域全体で子どもや保護者を支援していく取組みを推進していく必要がある。

現在、1カ所の町立認定こども園と2カ所の私立認定こども園を設置しているが、市街地の2カ所の私立認定こども園を統合し、入園を希望する全ての子どもが入所できる体制を整備していくこととしている。

子育て支援対策として、育児の援助（児童の一時預かりや送迎など）を必要とする保護者と、その援助を行う者が会員となって、地域における相互援助活動を行うファミリーサポート事業を推進していく。

郡部においては、保育所の統廃合によりその地域の児童は市街地の保育園に送迎しているため、専用車の導入・更新等が必要である。

学童保育所では、保護者が就労等により昼間家庭に居ない小学生の健全な育成を図っているが、学童保育のみならず、放課後等の子どもの居場所として、また、様々な体験活動や異年齢交流の場として利用できる学童保育所・児童館を整備していく必要がある。

また、子どもの医療費等の負担軽減を図るため、乳幼児及び児童医療費を助成する。

<高齢者等の保健及び福祉>

大樹町の人口推移を見ると、総人口は減少しているのに対し、65 歳以上の高齢者数は増加しており、特に 75 歳以上の高齢者が占める割合が顕著となっている。

令和 2 年 9 月末時点では、高齢化率が 35.8%、そのうち 75 歳以上の高齢者の割合が 55.0%となっており、今後も増加し続けるものと考えられる。

高齢者が、本町において健康で安心、快適に暮らせるために、各種施策を展開することを目的に、現在、令和 3 年から令和 5 年までの「第 8 期大樹町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、総合的な高齢者の保健福祉施策を推進している。

このような状況の中、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年と、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2045 年を見据えて、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた施策を展開していく必要がある。なかでも、高齢者自身が地域でなんらかの役割を果たせる活動を継続することで、結果として介護予防につながることから、高齢者自身が役割を持って地域で活躍できるよう「地域包括ケアシステムへの住民の参画」を積極的に推進し、「支え合いの地域づくり」を行うことが今後重要となっていく。

障がい福祉については、障がいのある人が住み慣れた地域や住宅で生活できる環境整備や、地域社会における障がいへの理解の促進等により、障がいのあるなしに関係なく全ての人がお互いに尊重して支え合い共に暮らすことのできる「障がいのある人がいきいきと安心して暮らせる社会づくり」を進めていく必要がある。

(2) その対策

- ア 認定こども園・保育園及び学童保育所・児童館を整備する。
- イ 郡部児童の送迎用福祉車両の導入・更新を図る。
- ウ 子育てと仕事の両立を支援する。
- エ 乳幼児や児童、中学生及び高校生、要支援者等の医療費を助成する。
- オ 学習障害や注意欠陥性多動性障害等の児童・生徒に対する療育体制を整備する。
- カ 予防接種費用の助成を行う。
- キ 高齢者が安心して暮らすことのできる生活環境を整備する。
- ク ことぶき大学や老人クラブなどによる生きがい対策及び社会参加を支援する事業を推進する。
- ケ 行政区、ボランティアや NPO などの地域福祉活動を支援し推進する。

コ 障がい者の地域生活や社会参加を支援する施策の推進及び施設等を整備する。

サ 住民の健康を守るため、予防対策を推進する。

※ 十勝定住自立圏における連携した取り組み

- ・地域活動支援センターの広域利用の促進
- ・保育所の広域入所の充実
- ・高齢者の生活支援体制の構築

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 児童館	学童保育所・児童館の整備 事業内容の検討、実施設計、建設工事	町	
	(2)認定こども園	認定こども園の整備	町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	学童保育所運営事業 (事業内容) 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童のために学童保育所を運営する。 (事業の必要性) 子育て支援及び児童の健全育成を図る。 (見込まれる事業効果) 共働き世帯の就労環境が向上する。	町	
	高齢者・障害者福祉	高齢者等通院交通費助成 (事業内容) 町内外の医療機関に通院している高齢者等に対し、通院に係るタク	町	

		シー料金の一部を助成する。 (事業の必要性) 町内の医療機関に通院している高齢者等の通院手段を確保する。 (見込まれる事業効果) 町内外の医療機関に通院している高齢者等の生活の安定と保健の向上が図られる。		
		ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置設置事業 (事業内容) ひとり暮らし高齢者等に緊急通報用電話機を貸与し、警備会社と電話回線で直通にする。 (事業の必要性) 急病、災害等突発的事態が発生したときに迅速かつ正確な救援体制をとることができる。 (見込まれる事業効果) ひとり暮らし高齢者等の生活の安定と保健の向上が図られる。	町	
		シルバー人材センター助成 (事業内容) シルバー人材センター運営費を補助する。 (事業の必要性) 高齢者の生きがいがいづくりと社会参加を促す。 (見込まれる事業効果) 高齢者が地域活性化に大きく貢献する。	町	
		障がい者移動手段支援事業 (事業内容) 在宅の重度障がい者等への生活の	町	

		拡大と福祉増進を図るための交通費としてタクシー料金の一部を助成する。 (事業の必要性) 在宅の重度障がい者等の社会参加等を促す。 (見込まれる事業効果) 障がい者の社会参加の促進が図られる。		
		高齢者生きがい対策 (事業内容) 敬老会の開催や高齢者学級の開設等を行う。 (事業の必要性) 確実に増加する世代として、活力あるまちづくりのため、生きがいをもった高齢者を育成する必要がある。 (見込まれる事業効果) 交流や生涯学習の実践による高齢者の生活の質を高め、まちづくり活動への積極的な参加が促進される。	町	
		地域療育体制の整備 発達支援センター運営、特別支援教育支援員配置 (事業内容) 発達障害の早期療育を図るため、グレーゾーンの児童も対象とした療育センターの運営や、小学校中学年のクラスへの支援員の配置を行う。 (事業の必要性) 発達障害は、新たな障害として認	町	

		識されつつあり、子育て世代の不安要因でもあることから、支援体制を整備する必要がある。 （見込まれる事業効果） 子育て世代の不安解消や小学校教育の充実等が図られる。		
健康づくり	健康づくり対策の推進 予防接種費助成、歯科保健対策、健診（検診）等 （事業内容） 住民の健康を守るため、健診や予防接種事業、歯科保健対策事業等を行う。 （事業の必要性） 予防医療による住民の生活の質の向上や医療費の抑制を図る必要がある。 （見込まれる事業効果） 住民の健康を守ることにより、医療費や扶助費等の軽減が図られるとともに、豊かな社会生活を支援することができる。	町		
その他	医療費等の助成 （事業内容） 乳幼児・児童・中学生・高校生、ひとり親家庭、重度心身障がい者等の医療費を助成する。 （事業の必要性） 子育て世代や要支援者の安心・安全な生活と医療不安の解消を図る必要がある。 （見込まれる事業効果） 重篤化の未然防止や医療費負担の軽減による安心・安全な生活の提	町		

		供が図られる。		
	(9)その他	郡部児童の市街地保育園送迎用福祉車両導入	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学童保育所について、現在専用の施設がなく、武道館を利用して活動しているが、利用児童数の増加などから手狭であり、代替施設もないことから新たに整備を行う。

それ以外の子育て・福祉支援施設については、償却が進む中で、統廃合や建て替えも視野に入れ、またその施設ごとに合わせた活用方法の幅を検討していくこととする。

本計画においては、上記公共施設等総合管理計画における基本方針との整合性が図られたものとなっている。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

大樹町内の医療施設は町立国保病院の他に、開業医院が2カ所、歯科医院が2カ所となっている。

町立国保病院の標榜診療科は、内科、外科、小児科、整形外科、眼科、泌尿器科、皮膚科、耳鼻咽喉科の8科体制であり、固定医6名で対応しており、病床数は50床である。

町立国保病院は、老朽化や耐震性の問題から平成25・26年度に改築工事を行った。

住民の医療に対する関心は非常に高く、今後も高齢化社会が進む中でニーズの高い専門外来の拡充や在宅医療の推進など医療の確保に向けた長期的視点で取り組むべき課題も抱えている。今後は、必要に応じた施設及び設備の整備を図りながら、診療体制を一層充実させ、広域医療圏の中での中核病院や町内医療機関との連携強化を推進する必要がある。

(2) その対策

- ア 医療施設、医師住宅及び機械器具の整備を図る。
- イ 医師・看護師等医療従事者確保に努める。
- ウ 地域医療体制の充実を図る。
- エ 広域・救急医療体制の充実を図る。
- オ 町立病院の効率的な運営を図る。

※ 十勝定住自立圏における連携した取り組み

- ・救急医療体制等の確保
- ・地域医療体制の充実

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
7 医療の確保	(1)診療施設 病院	医療機器の整備・更新 病院放射線機器等	町	
	(4)その他	医師住宅の改修・整備	町	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

大樹町の小中学校は、少子化と過疎化により、児童生徒数は年々減少しており、適正規模での学級編成が難しい状況から、平成14年に「大樹町小中学校適正化配置計画」を作成し、平成25年度より小学校1校、中学校1校となっている。

小中学校が各1校となったことにより、行政面積の広い本町にあっては、スクールバスによって通学する児童生徒が多いため、スクールバスの更新を順次行っていく必要がある。

また、スクールバス車庫を老朽化により取り壊していることから、冬期間の積雪対策など車両の適正管理を行うために、スクールバス車庫の整備が必要である。

【各年5月1日現在の学校数、学級数、児童生徒数】

区 分	小学校			中学校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
平成 2 年	6	34(2)	634	4	17(2)	345
平成 7 年	6	33(3)	535	4	17(1)	309
平成12 年	6	30(2)	430	3	13(2)	248
平成17 年	6	27(2)	353	3	12(2)	184
平成22 年	3	16(5)	285	2	8(1)	153
平成27 年	1	11(7)	281	1	5(4)	124

令和 2 年	1	12(7)	275	1	5(3)	127
--------	---	-------	-----	---	------	-----

子どもたちの学習環境を整えるため、中心校となる学校の整備を計画的に進め、平成 19 年度から平成 21 年度にかけて、大樹小学校校舎及び屋内運動場の改築工事、大樹中学校校舎の耐震補強工事を実施したほか、平成 24 年度には大樹中学校屋内運動場の改築を行ってきた。今後は、現在授業で使用している水泳プールの老朽化に伴う改築が必要であり、その際には、住民の健康増進施設としての運営方法・施設機能をあわせて検討する必要がある。

令和 2 年度には、GIGA スクール構想実現のため、町内小中学校において児童生徒一人一台のタブレット端末を整備し、新たな時代における ICT を活用した教育の推進を図っているところであり、今後においても、全ての子どもが公平・公正に最先端の教育を受けることができるよう必要な環境整備を図っていく必要がある。また、グローバル社会で活躍できる人材を育成するために国際化教育を積極的に推進していくことが必要である。

学校給食については、平成 14 年に給食センターを改築し、児童生徒の体位向上と健康教育の観点に立った安全でおいしい給食づくりに努めている。地域の生産物を活かした特色のあるメニューの提供等をさらに推進し、食育と地産地消による地域の農業、水産業の活性化を図るとともに、給食の安定的な提供体制を維持するため、設備・機器の計画的な整備・更新を進める必要がある。

社会教育については、平成 10 年に建設した大樹町生涯学習センターを拠点施設として、子どもから高齢者まで自主的で活発な生涯学習活動を展開している。今後は、学習要求に応えるだけでなく、今日的課題を解決していくための学習機会の提供に努め、学んだことや培った経験を活かして社会参加できる体制づくりを進める必要がある。生涯学習センターについては、経年とともに建物改修、設備機器の更新を行うことにより、建物施設の長寿命化を図る必要がある。

一方、社会体育の面では、各種のスポーツ団体、サークル等により活動が行われているが、スポーツ団体全般にわたり、リーダーや指導者の後継者が不足しており、指導体制の充実が必要である。また、社会体育施設の一部は老朽化してきていることから計画的な改築や改修、施設の有効活用を図り、住民全体の健康増進を図っていくことが必要である。

また、次代を担う生徒の学習機会の確保を図る必要があるため、大樹高等学校の充実、活性化の支援及び奨学金貸付事業を行う。

旧図書館については、耐震診断において極めて危険な建物であるとして、平成 26 年度より生涯学習センターに仮移転して運営している。今後も生涯学習の拠点施設として

の図書館の役割は大きく、特に、子どもの読書活動を積極的に推進することが生涯にわたって学び続ける基礎を作ることから、図書館施設の在り方を十分検討し、改築を進めるとともに、人員体制を拡充する必要がある。

行政区会館については、地域のコミュニティ活動の拠点であるとともに、災害時の避難所として指定されている。行政区会館の中には老朽化が進んでいる施設もあることから、計画的に整備を進めるとともに機能の充実を図っていく必要がある。

（２）その対策

- ア 学校教育関連施設、設備等の整備充実を計画的に進める。
- イ 幼児・小中学生の英語教育の充実を図り、国際化教育を推進する。
- ウ 児童生徒の安全確保のためスクールバスの更新を計画的に進める。
- エ 生涯学習センターにおける社会教育事業の推進及び施設の整備改修を図る。
- オ 生涯学習体制の確立と指導者の確保を図る。
- カ 各世代にあったスポーツ活動を振興し、住民の健康増進を図る。
- キ 社会体育施設の改築・改修整備を計画的に進める。
- ク 大樹高等学校の充実、活性化を支援する。
- ケ 奨学金貸付事業を行う。
- コ 図書館施設の改築を計画的に進め、子ども読書活動の推進を図る。
- サ 行政区会館の整備や機能の充実を図る。
- ※ 十勝定住自立圏における連携した取組み
 - ・図書館の広域利用の促進
 - ・生涯学習の推進
 - ・スポーツ大会等の誘致

（３）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	大樹中学校改築事業 実施設計、改築工事	町	
		大樹小学校改築事業 実施設計、改築工事	町	

	水泳プール	水泳プール改築事業 実施設計、改築工事、解体撤去	町	
	スクールバス・ボート	スクールバス車庫整備 実施設計、新築工事	町	
	給食施設	設備・機器更新 冷凍冷蔵庫、調理機器	町	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	生涯学習センター改修事業 施設改修、設備更新	町	
	集会施設	行政区会館整備事業 建設工事、解体工事	町	
	体育施設	海洋センター改修事業 施設改修、設備更新	町	
	図書館	図書館改築事業 事業内容の検討、実施設計、改築工事	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校	大樹高等学校活性化対策 (事業内容) 大樹高等学校の活性化のため、活性化推進協議会を設置するとともに、大樹高等学校振興会、各種検定・資格試験合格者及び友好都市台湾への見学旅行に対し補助する。 (事業の必要性) 町唯一の高等学校は、地域にとって重要な教育機関であり、存続させていく必要がある。 (見込まれる事業効果) 子育て支援、町外への若年者の流出を止めるとともに、次代の町を担う人材を育成する。	町	
		大樹高等学校通学費等助成	町	

		(事業内容) 大樹高等学校へ通学する生徒に対して通学費等を助成する。 (事業の必要性) 町唯一の高等学校は、地域にとって重要な教育機関であり、存続させていく必要がある。 (見込まれる事業効果) 通学者及び保護者の負担を軽減し、活力と魅力ある高等学校とする。		
	生涯学習・スポーツ	健康づくり水泳教室 (事業内容) 住民の健康増進、体力向上を図るため、専門的スタッフによる水泳教室を開催する。 (事業の必要性) プールを活用した健康増進、体力向上を増進し、増加傾向にある生活習慣病の予防や全ての住民が生涯にわたって健康的な生活が送れるよう取り組みが必要である。 (見込まれる事業効果) 健康増進、体力向上により医療費の抑制も図られる。また、専門スタッフによる指導により、効率的な推進が図られる。	道	
	その他	国際化教育の推進 外国青年招致 (事業内容) 国際化教育を推進するため、英語指導助手を小中学校に配置する。 (事業の必要性) 国際化社会に対応した学習機会の	町	

		確保を図る。 (見込まれる事業効果) 生徒の英語力の向上と異文化に触れることにより、諸外国との相互理解を増進させることができる。		
--	--	---	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

<学校教育施設>

小中学校は、統廃合により各1校となったことから、施設の維持修繕により長寿命化を図っていく。

<社会教育・スポーツ施設>

施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めていくが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建て替えや大規模修繕、統廃合を検討する。

B&G 海洋センターについて、耐用年数の経過とともに、設備を含めた施設全体の老朽化が著しく、今後の施設利用の状況も踏まえて、大規模改修や複合化への検討を行う。

図書館については、耐震強度不足により使用しておらず、新たな図書館の方針が決まり次第解体を行う。

<各コミュニティ・集会所>

町民が主体となったまちづくりを推進するためには、地域活動を実践していく住民自治活動を一層活性化していくことが不可欠である。地域コミュニティの活動の場となる各コミュニティ・集会所については、建築年度が古いものが多く、老朽化が進んでいるものもあるが、可能な限り既存の施設の維持管理に努め、老朽化の状況と利用状況、住民ニーズに応じて長寿命化を柱に建て替えや統廃合、複合化等を検討していく。

本計画においては、上記公共施設等総合管理計画における基本方針との整合性が図られたものとなっている。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

大樹町では、昭和27年に行政区設置条例を制定して以来、行政区が住民自治の単位組織として有効に機能してきた。この間、行政区会館の整備や行政区担当職員の配置、

行政区ごとに地域と行政を結ぶパイプ役となる各種委員の設置など、行政区活動の推進や地域と行政の連携を強化することにより、住民主体の行政の展開を図ってきた。

しかし、近年の少子高齢化の進展や生活スタイルの多様化により、町内会への加入や活動への参加が減少し、地域コミュニティの希薄化が危惧されているところである。そのため、住民が自主的にコミュニティ活動を推進し、地域の実情にあった活動を模索することが重要と考えていることから、今後も情報提供や活動支援を継続するとともに、町内会が必要とする支援の在り方を検討する必要がある。

また、定住人口の増加を図るため、新たな宅地分譲事業に取り組み優良な宅地の整備を進めるとともに、空き家を有効活用するために住宅情報や相談体制の一層の強化を図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 行政区活動の支援や情報提供を図る。

イ 新たな分譲地の整備を進める。

ウ 空き家の有効活用を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備	分譲地整備事業 調査測量設計、水道・下水道整備、道路整備等	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域コミュニティ推進事業 (事業内容) 行政区において実施する地域ぐるみで行う活動に対し補助する。 (事業の必要性) 健康で明るく豊かな住みよい地域づくりを推進する必要がある。 (見込まれる事業効果) 地域と行政との協働、地域の連帯強化、地域の課題解決が図られる。	町	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

現代は「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」を求める傾向が依然と強くあり、精神的な充足を求め、住民の芸術文化に対する意識は高いものがある。

本町では、生涯学習の推進にあたって、令和元年度に「大樹町生涯学習中期計画」を策定し、これに取り組んでいるところである。

平成 10 年に建設した大樹町生涯学習センターは、固定で 504 席の大ホールと移動で 200 席の中ホールを有し、他に陶芸、絵画、書道、茶道、華道などあらゆる文化活動を行うことができる施設であり、本町の文化の拠点施設である。

近年、本町の芸術文化活動を担ってきた文化団体やサークル、芸術鑑賞団体において後継者や指導者が不足している。住民の芸術文化活動の底辺拡大のために、新たな取り組みが必要とされている。

また本町には、北海道指定の有形文化財「大樹式土器」、史跡「十勝ホロカヤントー堅穴群」「晩成社史跡」など、また、北海道の記念保護樹木となっている「開進のカラマツ」がある。更には、海岸沿いには戦時中の貴重な遺産として「トーチカ」も複数あり、これらを後世に引き継いでいく必要がある。

平成 22 年にオープンした郷土資料館については、現存する史跡、遺跡を後世に残すため、保護及び環境整備に努めている。

地域の伝統文化の発掘、継承に取り組み、地域の活性化と自分のまちに誇りと愛着を感じられるような町づくりを進める必要がある。

(2) その対策

ア 芸術文化活動の支援と推進を図る。

イ 文化的遺産の保存、継承を図る。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化振興事業の推進 (事業内容) 芸術文化活動の支援と推進を図る。 (事業の必要性)	町	

		住民の芸術文化に対する意識は高く、文化振興事業の推進が必要である。 (見込まれる事業効果) 芸術・文化に関する鑑賞機会や活動の促進、人材の育成などが図られるとともに、地域文化が育まれる。		
	(3)その他	文化財保護	町	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

日本の食料基地である本町にとって、エネルギー問題は大きな課題である。クリーンなイメージは、農水産物全てに大切なことであり、消費者は生産地を見て購入する時代になっており、環境にやさしい再生可能エネルギーの利活用を推進していく必要がある。

このような中、本町においては、平成 26 年に「大樹町木質ボイラー導入計画」を策定し、町内の晩成温泉に木質チップボイラーを導入した。また、平成 30 年には「木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画」を策定し、その後、北海道の補助事業を活用し、役場庁舎周辺の公共施設群をスマート街区と位置づけ、木質バイオマスと太陽光発電を活用して災害などの非常時にも対応した地産地消の新たな熱や電力の供給モデルの構築を進めている。

また、令和 4 年に完成予定の役場新庁舎においては、地中熱エネルギーを活用した冷暖房設備を導入することとしている。

一方で、令和 2 年度には本町の基幹産業である酪農業において発生する家畜ふん尿の適正処理を図るため、バイオガスプラントにおいてメタンを生成し、これをエネルギーとして利用する地産地消モデルの構築を図るための基本計画も策定し、二酸化炭素排出量の削減など環境へも配慮した再生可能エネルギーの利用促進に取り組んでいる。

今後においても、地域内にある未利用バイオマスを最大限に活用したエネルギーの地産地消による循環型社会の形成を目指していく必要がある。

(2) その対策

ア 再生可能エネルギーの利活用を推進する。

イ 地域内の資源を有効活用したエネルギーの地産地消を推進する。

※ 十勝定住自立圏における連携した取組み

- ・フードバレーとかち及びバイオマスの利活用の推進（再掲）

（３）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	スマート街区構築事業 木質バイオマスボイラー、太陽光パネルの設置、自営線、熱導管	町	
		地熱利用冷暖房設備整備 役場庁舎	町	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）現況と問題点

大樹町では、平成 26 年度から令和 5 年度までを計画期間とする「第 5 期大樹町総合計画」を策定し「活力とやすらぎあふれる大樹町」の構築に向け取り組んでいるところである。

その中で、大樹町の持つ大きな可能性を活かす大型プロジェクトとして「北海道スペースポート」の実現に強く期待しているところである。

本プロジェクトは、広大な平坦地を有する南十勝臨海部に、フライトセンターを核とした航空宇宙関連施設群を複合的に整備しようとするものであり、現在まで住民コンセンサスを形成するための各種啓発活動と併せて、スカイスポーツ用滑走路を有した大樹町多目的航空公園を整備し、運用してきたところである。

多目的航空公園は、平成 7 年に転圧滑走路を整備し、平成 10 年に延長 1,000m、幅 30m を舗装化し、これを機に、航空宇宙関係機関による航空宇宙分野の試験・実験が行われるようになり、JAXA による実験用施設が整備された。

令和元年 5 月には、ロケット開発ベンチャー企業が民間単独開発のロケットとしては国内初となる宇宙空間到達に成功し、現在では、人工衛星軌道投入用のロケットの開発実験を進めている。

また、町では人工衛星用ロケット射場の整備や滑走路の拡充を進めているところであり、令和 3 年 4 月には射場や滑走路の管理運営を担う「SPACE COTAN (株)」が設

立されるなど、「北海道スペースポート」の実現に向けて着実に歩みを進めてきているところである。

今後は、大樹町多目的航空公園を含む北海道スペースポートのPR等を推進することで、航空宇宙関連実験の誘致や航空宇宙関連企業の進出など、宇宙版シリコンバレー形成に向けた取組みを一層進めていくことが必要である。

また、第5期の総合計画では、大樹町らしいまちづくりを推進するため、「～暮らしと明日を彩る清流の里～コスモスのまち 大樹」をキャッチフレーズに、町の花コスモスから連想される「やさしさ」や「まごころ」「秩序」「宇宙」などを取り込んだ地域の持続的発展に向けた施策を展開していくこととしている。

住民参加による町の花コスモスのシンボルガーデンの造成や、コスモスの種を希望者に配布するなど、コスモスを咲かせる運動が定着し、町のシンボルとしてイメージアップと地域への愛着を強める活動を今後も継続して展開していくことが必要である。

また、大樹町の公的施設や公共施設においては、大半が化石燃料による暖房設備を使用しているが、今後は、再生可能エネルギーを活用した設備の導入割合を高め、二酸化炭素の排出量の抑制を図る必要がある。

なお、令和4年に完成予定の役場新庁舎においては、自然環境にやさしい庁舎を目指し、LED照明の設置や、地中熱エネルギーの利用などによりエネルギー消費量を削減する「ZEB Ready」を導入することとしている。

(2) その対策

ア 北海道スペースポート実現に向けた取組みを積極的に展開する。

イ 住民コンセンサス形成のための広報・啓発活動を推進する。

ウ 日本宇宙少年団活動を支援する。

エ 大樹町多目的航空公園等の整備を進める。

オ 町の花コスモスの地域づくりと景観整備への活用を進める。

カ 再生可能エネルギーの導入により、環境への負荷を抑える。

キ 公共施設等における新エネルギーの利用を促進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的	航空宇宙関連施設	大樹町多目的航空公園等の整備 (事業内容)	町	

発展に関し 必要な事項		航空宇宙関連技術開発の拠点として利用が増加している本公園施設等の環境整備を行う。 (事業の必要性) 本公園における各種実験等の及ぼす経済波及効果は大きく、引き続き利用拡大を図る必要がある。 (見込まれる事業効果) 官公庁や民間企業の利用増は、本公園の環境や協力体制等が評価されたものであり、利用拡大による地域経済の活性化や雇用の増加が図られる。		
	過疎地域持続 的発展特別事 業	北海道スペースポート推進事業 宇宙版シリコンバレー形成に向けた啓発活動の推進 (事業内容) 北海道スペースポートの実現に向け、更なる利用を図るためのPR活動や、地元や圏域の住民の理解を深めるため、講演会やイベント等を開催する。 (事業の必要性) 各種実験等の及ぼす経済波及効果は大きく、引き続き利用拡大を図る必要があるとともに、本構想を実現するためには、多くの住民や関係者の理解と支援が必要である。 (見込まれる事業効果) 構想実現に向けた支援者の増加、関係者等との交流による情報収集等が図られるとともに、利用拡大による地域経済の活性化が図られ	町	

		る。		
		宇宙少年団活動支援事業 研修会、スペースキャンプ等 (事業内容) 北海道スペースポートの実現を目指す本町に組織されている宇宙少年団の活動を支援する。 (事業の必要性) 宇宙少年団は、この取組みを将来にわたり進める上で重要な人材であり、活動の活性化を図る必要がある。 (見込まれる事業効果) 宇宙に対する夢が育まれ、取組みに対する理解者の育成と宇宙のまちづくりの持続性の確保が図られる。	町	
		町のシンボル推進事業 コスモスシンボルガーデンの維持管理、コスモス種子配布 (事業内容) 「宇宙のまち」にちなみ、町の花となっている「コスモス」のシンボルガーデンの維持管理や種子の配布による花いっぱい運動を推進する。 (事業の必要性) 観光客等の呼び込みのための名所づくりや、町内の環境美化等によるイメージアップを図る必要がある。 (見込まれる事業効果) 観光客等の増加やコスモスを通じ	町	

		た航空宇宙産業のまちづくりへの 取組みを広く発信することができ る。		
--	--	--	--	--

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

大樹町多目的航空公園内にある宇宙交流センターSORA は、大樹町の「宇宙のまちづくり」をPR する中心施設であることから、今後も機能拡充を図っていく。

本計画においては、上記公共施設等総合管理計画における基本方針との整合性が図られたものとなっている。

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	お試し暮らし住宅の管理運営 (事業内容) 価値観の多様化等により、田舎暮らしや退職後の定住地を求めている人の居住体験を支援するため、お試し暮らし住宅を管理運営する。 (事業の必要性) 町外からの移住者を呼び込むためには、実際に生活体験を行い、地域の魅力を理解してもらう必要がある。 (見込まれる事業効果) 地域ぐるみで体験居住者への支援を行うことにより、移住の促進が図られる。	町	
	地域間交流	地域間交流の推進 姉妹都市少年使節団相互派遣交流、銀河連邦共和国加盟自治体間交流、群馬県吉岡町との交流、台湾高雄市大樹区との交流等 (事業内容) 他地域との住民の相互交流や親善事業への派遣交流、物産展事業等への支援を行う。 (事業の必要性) 人材の呼び込みや地場産品の販路拡大を図るため、人やモノの交流範囲をより広める必要がある。 (見込まれる事業効果) 交流に伴う住民の視野拡大による	町	

		地域づくり活動の活発化、地場産品の消費者や支援者の拡大、移住希望者の増加等が図られる。		
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	畜産経営支援対策 町営牧場管理運営事業 酪農ヘルパー振興事業 (事業内容) 町営牧場管理運営、南十勝酪農ヘルパー有限責任組合への補助を行う。 (事業の必要性) 育成牛の飼養負担軽減を図り、酪農家の経営安定に資する。農業労働の効率化、将来の担い手を育成する。 (見込まれる事業効果) 安定した繁殖管理に大きな役割を果たすとともに、農業労働の一定の確保が図られる。	町	
		農業担い手育成対策 実習生受入、新規就農助成金 (事業内容) 農業実習生受入農家及び新規就農者に対し助成する。 (事業の必要性) 農家労働の効率化、将来の担い手を育成する。 (見込まれる事業効果) 農業労働の一定の確保と新規就農が見込まれる。	担い手センター等	
		安心・安全な食料生産対策 防疫事業 (事業内容) 家畜の疾病の発生、まん延を防ぐ	町	

		ため、防疫車を運行し、酪農畜産経営の安定化を図る。 (事業の必要性) 消費者目線に配慮した安心・安全な農畜産物生産を進めるとともに、疫病の根絶を図る。 (見込まれる事業効果) 安心・安全な農畜産物生産により農業経営の安定と農業収益の向上が見込まれる。		
		農業生産振興支援対策 生産基盤整備等事業費助成 (事業内容) 排水改良等の農地生産性の向上や農業経営の効率化等を図るための費用など、事業に要する費用を助成する。 (事業の必要性) 農業機械の大型化等に伴う排水性悪化による湿害や生育不良の解消、投資の効率化など、生産基盤の強化と海外の農畜産物とのコスト格差を縮減するための対策が必要である。 (見込まれる事業効果) 農地の排水性や通気性向上による作物の生育環境改善による生産性や品質の向上、投資の効率化による経営体質の強化が図られる。	町・JA	
		森林環境整備促進事業 (事業内容) 森林環境譲与税を活用し、各種造林事業に対し補助する。 (下刈、間伐、枝打、野ねずみ防		

商工業・ 6次産業化	除等) (事業の必要性) 木材市況の低迷により減退した森林所有者の施業意欲を向上させ、適切な森林整備を図る必要がある。 (見込まれる事業効果) 豊富な森林資源を有効活用し、活力ある森林の維持造成が図られるとともに、林業所得の向上が図られる。		
	TMO 活動推進事業 TMO 活動推進事業補助金等 (事業内容) TMO 活動推進事業に対し補助する。 (事業の必要性) 地域の素材を活かし、魅力を発信し、交流人口の拡大を図る。 (見込まれる事業効果) 地域経済の振興や市街地の活性化が見込まれる。	町	
	地場産品研究センター運営 (事業内容) 地場産品研究センターの円滑な運営を図る。 (事業の必要性) 地場産物の有効利用とそれらの付加価値を追及し高度利用を図る。 (見込まれる事業効果) 地場産品の開発、生産・加工技術の向上を図るための研究を積極的に進めることで、地域経済の活性化や雇用の拡大につながる。	町	

		地場産業振興奨励事業 (事業内容) 地場産品の普及拡大やこれを扱う事業者等の育成強化が図られる事業に対し助成する。 (事業の必要性) 地域活性化を図るため、地場産品の開発や町内生産者の販路拡大等、地場産業の育成強化を推進する必要がある。 (見込まれる事業効果) 地場産業の育成強化により、生産者の経営強化及び地域経済・産業の活性化が図られる。	町	
		起業家等支援事業 (事業内容) 町内で新たに事業活動を行う者等に対し助成する。 (事業の必要性) 起業の促進による産業の振興、商店街の活性化、雇用機会の拡大に向けた対策が必要である。 (見込まれる事業効果) 起業の支援により、商店街を含めたまちの活性化が図られるとともに、新規業種の参入や雇用の促進が図られる。	町	
		創業支援事業 (事業内容) 町内で新たに創業しようとする事業者等に対し助成する。 (事業の必要性) 創業促進による産業の振興、商店街の活性化、雇用機会の拡大に向	町	

		けた対策が必要である。 (見込まれる事業効果) 創業支援により、商店街を含めたまちの活性化が図られるとともに、新規業種の参入や雇用の促進が図られる。		
	観光	観光振興対策 観光関連組織の活動支援 (事業の内容) 観光関連組織の活動に対し助成する。 (事業の必要性) 地域の自然や風土、産業の魅力を広く発信し、来訪者の拡大や知名度の拡大を図ることにより、観光関連産業の振興や地場産物の販路拡大等を図る必要がある。 (見込まれる事業効果) イベントや物産展等を通じた観光客の呼び込みを図ることにより、商業の活性化や農林水産業を核とした新たな事業展開など、地域産業の多様化や経営基盤強化が図られる。	町	
	企業誘致	企業誘致対策 条例に基づく立地企業への助成 (事業内容) 製造業等の設備投資や新規雇用に対し助成する。 (事業の必要性) 地域の経済基盤強化のための産業構造の高度化や就労場所の確保が必要である。 (見込まれる事業効果)	町	

		初期投資の軽減が図られることにより、企業の設備投資や雇用拡大意欲の向上が促され、地場の製造業等の振興による地域経済の強化が図られる。		
	その他	子ども農山漁村交流プロジェクト推進事業 (事業内容) 子ども農山漁村交流プロジェクトに係る南十勝長期宿泊体験交流協議会への補助等を行う。 (事業の必要性) 地域の素材を活かし、魅力を発信し、交流人口の拡大を図る。 (見込まれる効果) 地域への経済効果、活性化等が見込まれる。	町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	大樹町地域公共交通計画推進事業 (事業内容) 大樹町地域公共交通計画を推進するため、大樹町地域公共交通会議を設置し、運営費等を負担する。 (事業の必要性) 人口減少による公共交通利用者の減少や高齢者などの交通弱者の生活交通の維持確保等の課題解決を図る。 (見込まれる事業効果) 地域にとって望ましい持続可能な地域公共交通ネットワークサービスを形成する。	町	
		コミュニティバス運行事業 (事業内容) 町内公共交通体系の整備・充実を	町	

		図るためコミュニティバスを運行する。 (事業の必要性) 高齢者等の交通弱者を含む住民の交通手段を確保する必要がある。 (見込まれる事業効果) 地域住民の足を確保することで、住民の利便性の高い暮らしを実現するとともに、地域の活性化にも寄与する。		
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業生活	マイホーム取得支援補助 (事業内容) 新築、建売住宅購入、中古住宅購入者に対して補助金を交付する。 (事業の必要性) 定住・移住の促進を図るとともに町民が安心して住み続けられる住環境づくりを推進する必要がある。 (見込まれる事業効果) 定住人口の確保及び住環境の向上が図られる。	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業児童福祉	学童保育所運営事業 (事業内容) 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童のために学童保育所を運営する。 (事業の必要性) 子育て支援及び児童の健全育成を図る。 (見込まれる事業効果) 共働き世帯の就労環境が向上する。	町	
	高齢者・障	高齢者等通院交通費助成	町	

害者福祉	(事業内容) 町内外の医療機関に通院している高齢者等に対し、通院に係るタクシー料金の一部を助成する。 (事業の必要性) 町内の医療機関に通院している高齢者等の通院手段を確保する。 (見込まれる事業効果) 町内外の医療機関に通院している高齢者等の生活の安定と保健の向上が図られる。		
	ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置設置事業 (事業内容) ひとり暮らし高齢者等に緊急通報用電話機を貸与し、警備会社と電話回線で直通にする。 (事業の必要性) 急病、災害等突発的事態が発生したときに迅速かつ正確な救援体制をとることができる。 (見込まれる事業効果) ひとり暮らし高齢者等の生活の安定と保健の向上が図られる。	町	
	シルバー人材センター助成 (事業内容) シルバー人材センター運営費を補助する。 (事業の必要性) 高齢者の生きがいがいづくりと社会参加を促す。 (見込まれる事業効果) 高齢者が地域活性化に大きく貢献する。	町	

		障がい者移動手段支援事業 (事業内容) 在宅の重度障がい者等への生活の拡大と福祉増進を図るための交通費としてタクシー料金の一部を助成する。 (事業の必要性) 在宅の重度障がい者等の社会参加等を促す。 (見込まれる事業効果) 障がい者の社会参加の促進が図られる。	町	
		高齢者生きがい対策 (事業内容) 敬老会の開催や高齢者学級の開設等を行う。 (事業の必要性) 確実に増加する世代として、活力あるまちづくりのため、生きがいをもった高齢者を育成する必要がある。 (見込まれる事業効果) 交流や生涯学習の実践による高齢者の生活の質を高め、まちづくり活動への積極的な参加が促進される。	町	
		地域療育体制の整備 発達支援センター運営、特別支援教育支援員配置 (事業内容) 発達障害の早期療育を図るため、グレーゾーンの児童も対象とした療育センターの運営や、小学校中	町	

		学年のクラスへの支援員の配置を行う。 (事業の必要性) 発達障害は、新たな障害として認識されつつあり、子育て世代の不安要因でもあることから、支援体制を整備する必要がある。 (見込まれる事業効果) 子育て世代の不安解消や小学校教育の充実等が図られる。		
	健康づくり	健康づくり対策の推進 予防接種費助成、歯科保健対策、健診（検診）等 (事業内容) 住民の健康を守るため、健診や予防接種事業、歯科保健対策事業等を行う。 (事業の必要性) 予防医療による住民の生活の質の向上や医療費の抑制を図る必要がある。 (見込まれる事業効果) 住民の健康を守ることにより、医療費や扶助費等の軽減が図られるとともに、豊かな社会生活を支援することができる。	町	
	その他	医療費等の助成 (事業内容) 乳幼児・児童・中学生・高校生、ひとり親家庭、重度心身障がい者等の医療費を助成する。 (事業の必要性) 子育て世代や要支援者の安心・安全な生活と医療不安の解消を図る	町	

		必要がある。 (見込まれる事業効果) 重篤化の未然防止や医療費負担の軽減による安心・安全な生活の提供が図られる。		
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校	大樹高等学校活性化対策 (事業内容) 大樹高等学校の活性化のため、活性化推進協議会を設置するとともに、大樹高等学校振興会、各種検定・資格試験合格者及び友好都市台湾への見学旅行に対し補助する。 (事業の必要性) 町唯一の高等学校は、地域にとって重要な教育機関であり、存続させていく必要がある。 (見込まれる事業効果) 子育て支援、町外への若年者の流出を止めるとともに、次代の町を担う人材を育成する。	町	
		大樹高等学校通学費等助成 (事業内容) 大樹高等学校へ通学する生徒に対して通学費等を助成する。 (事業の必要性) 町唯一の高等学校は、地域にとって重要な教育機関であり、存続させていく必要がある。 (見込まれる事業効果) 通学者及び保護者の負担を軽減し、活力と魅力ある高等学校とする。		
	生涯学習・	健康づくり水泳教室	道	

	スポーツ	(事業内容) 住民の健康増進、体力向上を図るため、専門的スタッフによる水泳教室を開催する。 (事業の必要性) プールを活用した健康増進、体力向上を増進し、増加傾向にある生活習慣病の予防や全ての住民が生涯にわたって健康的な生活が送れるよう取り組みが必要である。 (見込まれる事業効果) 健康増進、体力向上により医療費の抑制も図られる。また、専門スタッフによる指導により、効率的な推進が図られる。		
	その他	国際化教育の推進 外国青年招致 (事業内容) 国際化教育を推進するため、英語指導助手を小中学校に配置する。 (事業の必要性) 国際化社会に対応した学習機会の確保を図る。 (見込まれる事業効果) 生徒の英語力の向上と異文化に触れることにより、諸外国との相互理解を増進させることができる。	町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域コミュニティ推進事業 (事業内容) 行政区において実施する地域ぐるみで行う活動に対し補助する。 (事業の必要性) 健康で明るく豊かな住みよい地域づくりを推進する必要がある。	町	

		(見込まれる事業効果) 地域と行政との協働、地域の連帯強化、地域の課題解決が図られる。		
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化振興事業の推進 (事業内容) 芸術文化活動の支援と推進を図る。 (事業の必要性) 住民の芸術文化に対する意識は高く、文化振興事業の推進が必要である。 (見込まれる事業効果) 芸術・文化に関する鑑賞機会や活動の促進、人材の育成などが図られるとともに、地域文化が育まれる。	町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	北海道スペースポート推進事業 宇宙版シリコンバレー形成に向けた啓発活動の推進 (事業内容) 北海道スペースポートの実現に向け、更なる利用を図るためのPR活動や、地元や圏域の住民の理解を深めるため、講演会やイベント等を開催する。 (事業の必要性) 各種実験等の及ぼす経済波及効果は大きく、引き続き利用拡大を図る必要があるとともに、本構想を実現するためには、多くの住民や関係者の理解と支援が必要である。 (見込まれる事業効果)	町	

		構想実現に向けた支援者の増加、関係者等との交流による情報収集等が図られるとともに、利用拡大による地域経済の活性化が図られる。		
		宇宙少年団活動支援事業 研修会、スペースキャンプ等 (事業内容) 北海道スペースポートの実現を目指す本町に組織されている宇宙少年団の活動を支援する。 (事業の必要性) 宇宙少年団は、この取組みを将来にわたり進める上で重要な人材であり、活動の活性化を図る必要がある。 (見込まれる事業効果) 宇宙に対する夢が育まれ、取組みに対する理解者の育成と宇宙のまちづくりの持続性の確保が図られる。	町	
		町のシンボル推進事業 コスモスシンボルガーデンの維持管理、コスモス種子配布 (事業内容) 「宇宙のまち」にちなみ、町の花となっている「コスモス」のシンボルガーデンの維持管理や種子の配布による花いっぱい運動を推進する。 (事業の必要性) 観光客等の呼び込みのための名所づくりや、町内の環境美化等によるイメージアップを図る必要があ	町	

		る。 (見込まれる事業効果) 観光客等の増加やコスモスを通じた航空宇宙産業のまちづくりへの取組みを広く発信することができる。		
--	--	---	--	--